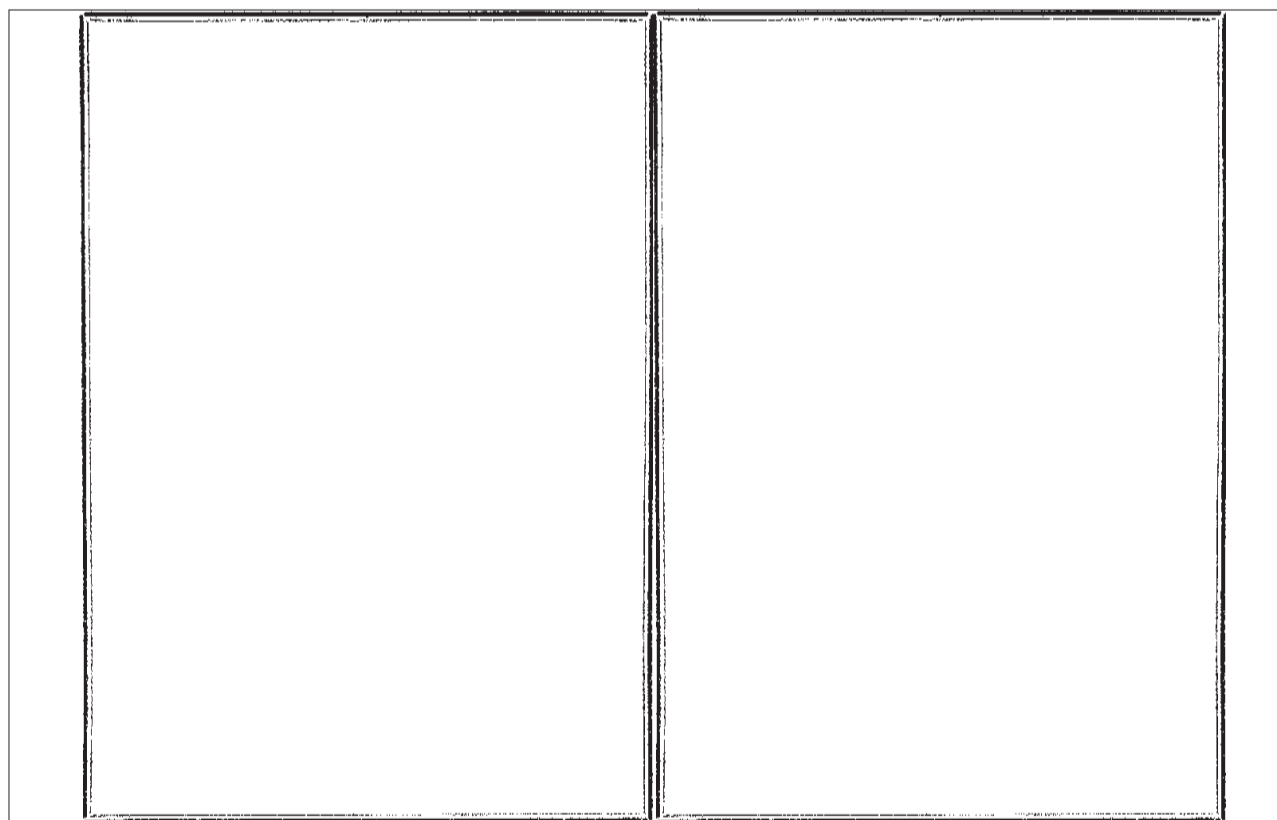
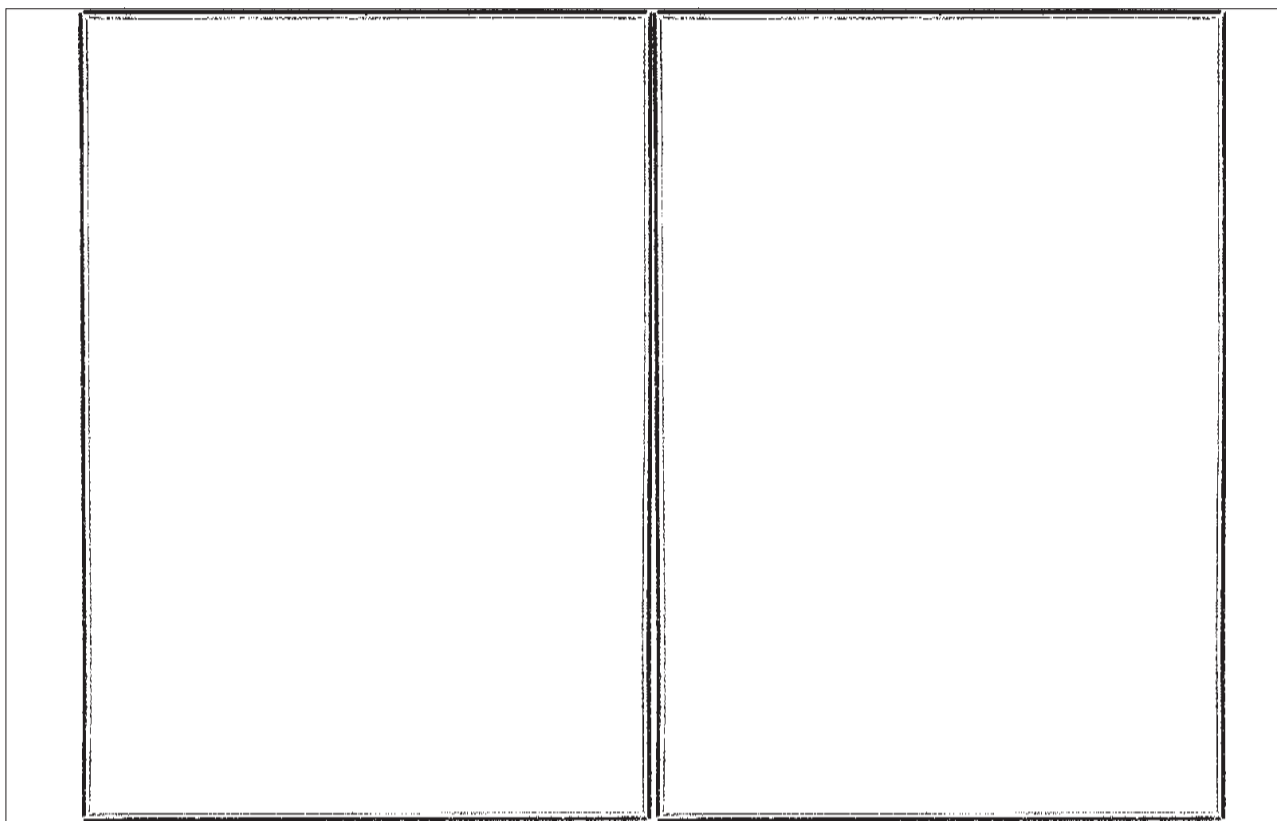


議事速記録第四十一號

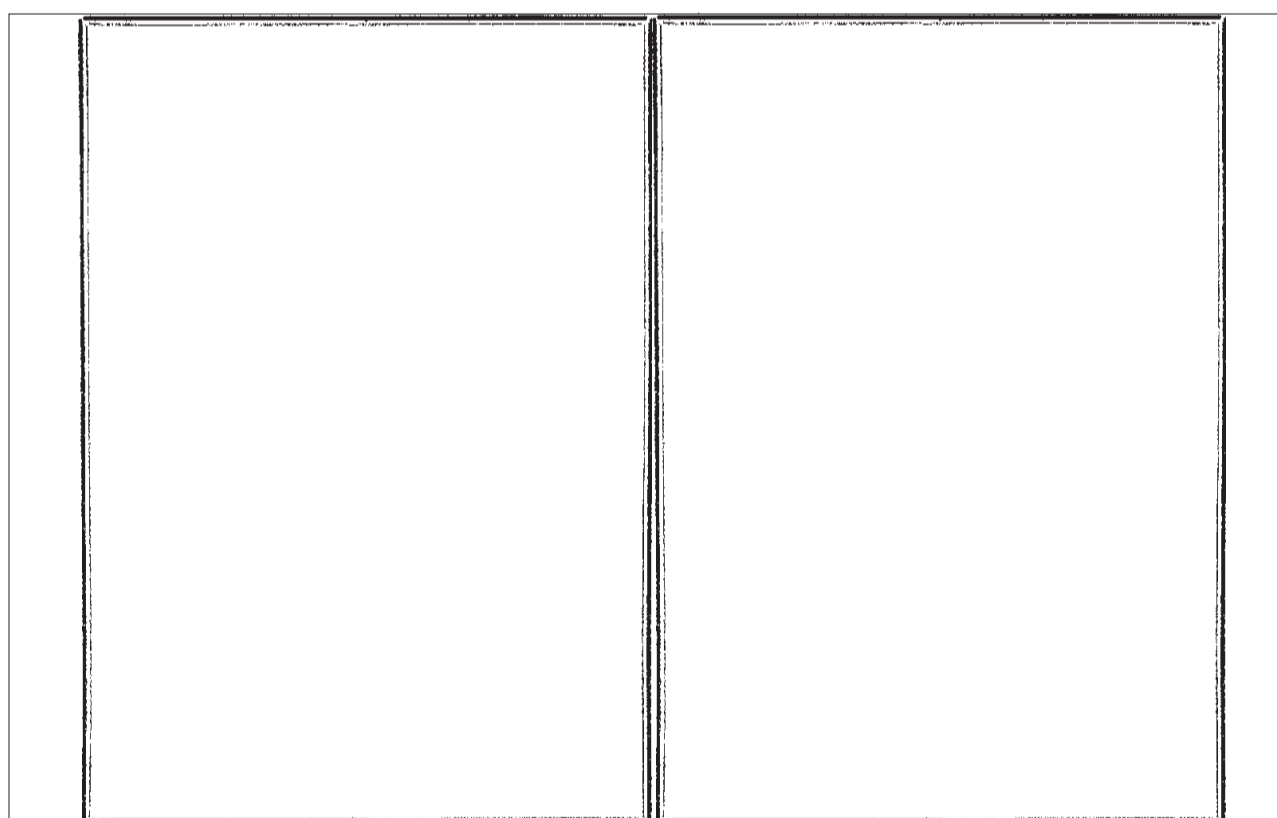
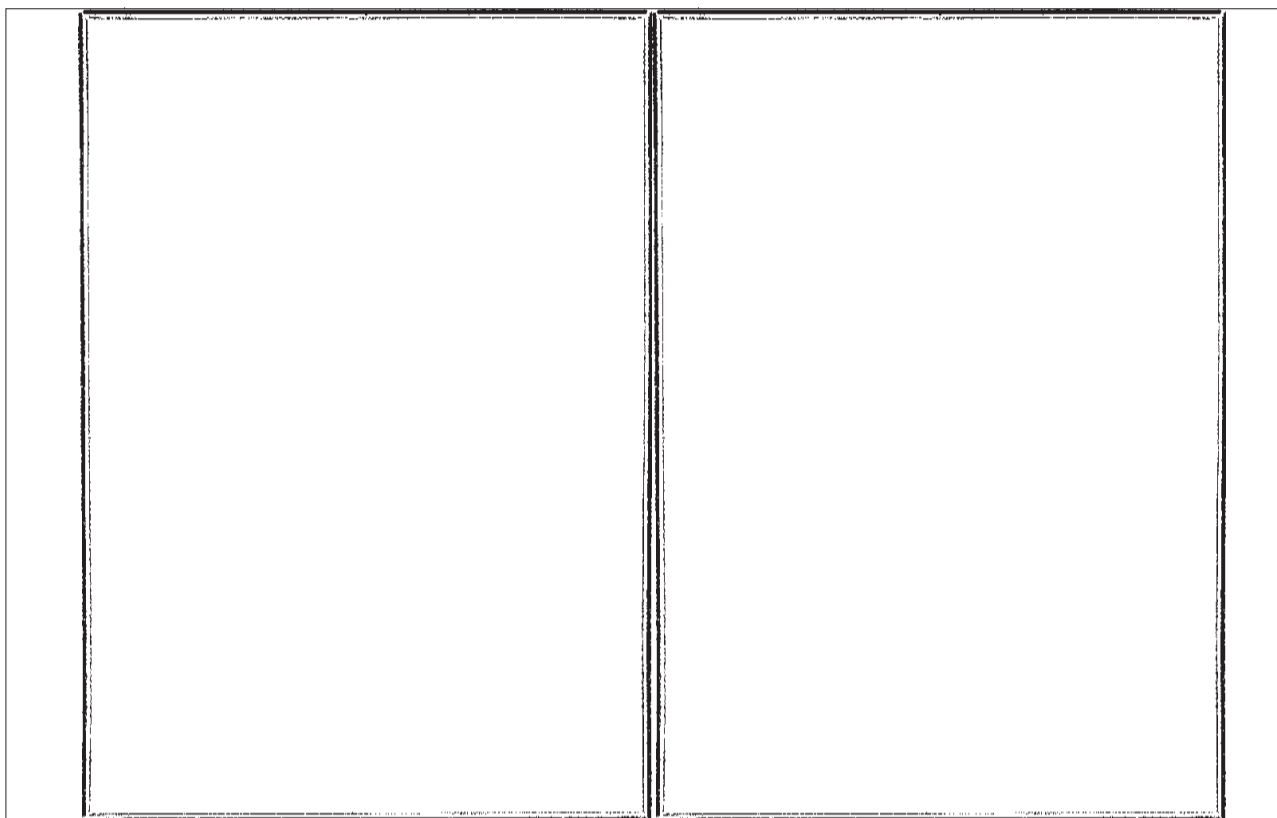
昭和四年第二十四次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團



	<p style="text-align: center;">議 事 錄 目 次</p> <p>第一、第一生命保險相互會社ヨリ國債起債ノ件 第二、實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件 第三、電氣供給規程中改正ノ件 第四、會計檢査委員一名補缺選舉</p> <p style="text-align: right;">一四 元 五 九 七</p>
--	--

--	--



昭和四年第二十四次居留民會臨時會議事速記録

昭和四年十月十五日於公會堂

議事日程

- 第一、第一生命保險相互會社ヨリ團債起債ノ件
第二、實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件
第三、電氣供給規程中改正ノ件
第四、會計検査委員一名補缺選舉

出席議員

四十九名

○議長 吉田房次郎
小谷万次郎 太田岩吉 宮武徳次郎 山田榮治
川島範夏 瀬底正敏 手島喜兵衛 金山喜八郎
吉田久 中村鐵一 大澤大之助 田村俊次
小倉章宏 吉野久七 上野壽 鷲田小平治
武田守信 森川照太 松田開一 清水一太郎
五十嵐重吉 郡茂行 鍛冶靜一郎 勝田重直
長瀬安平 古田治四郎 白井忠三 清水幸三郎

(2)

原田多三郎 山上逸 高瀬仲 鹽谷信次
眞藤乘生 榎前香 千葉初藏 永安平吉
松尾豊實 野崎誠近 佐々木敏丸 小倉知正
砂田實 藤田語郎 太田万吉 田中鑄太郎
石川通 足立傳一郎 遠山猛雄 金井潤三

○會長 上野壽
田村俊次 大澤大之助 松尾豊實
藤田語郎 白井忠三 勝田重直 遠山猛雄
田中鑄太郎

午後七時四十五分開會

吉田議長着席(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)
是れから開會致します、只今迄の出席の方が四十六名ござります、半数以上といふのでござりますから、四十六名で臨時民會は成立致しました、夫れから民會議員の移動を一寸御報告申し上げます、御承知の通り西村博君がお亡くなりになりました、土岐正直君、大崎大生君がお歸りになりました、夫れで民會議員に三人の缺員になりました、更に補員として中村鐵一君、太田岩吉君、山田榮治君の三人が御上任になりました、一寸三人お立ち下さいませんでせうか。(三名起立、拍手)
夫れから行政委員の補員と致しまして遠山猛雄君が御上任になりました、一寸之れだけ御報告申上げて置きます、夫れでは二十四次の臨時民會を之から開會致します、議事日程に先立ちまして

(3)

恒例の如く總領事から御訓辭がある筈でございますから暫く御静聽を願ひます。
○岡本總領事(拍手)
今回第二十四次居留民會臨時會を召集致しまして本夕茲に諸君のお集りを願ひましたのは、既に御承知の通り當地の邦人實業復興資金と致しまして、第一相互から三拾萬圓を當民團に於て借受けるといふことの豫約が出来たのであります、従つて此の三拾萬圓を果して借りるが宜いかどうか、といふことに就て諸君の御決定を願ひ度いといふことが第一の目的であります、夫れから第二の目的と致しましては右三拾萬圓を借受けることとなつた場合に之を如何に利用するか、之を如何なる方法に依つて貸付けるかといふことに就ては種々な研究を必要とする次第であります、之に就きましては行政委員會に於て審議を遂げたのであります、其の審議の結果其の貸付方法の調査研究又は之に關する立案等に就きまして行政委員會の決定する所に御一任を願ひ度いといふ決定をしたのであります、就ては其の決定の通り茲に御決定下さるかどうか、といふことの賛否に關して諸君の御意見を求めたいといふことが第二の目的であります。
此の點に就きまして行政委員會に於て有して居ります腹案に就きましては詳細上野行政委員長から御説明があることと思ひますから私は茲に諸君に對して詳細を申上げる必要はないと思ひます、只此の借入金に就きまして一應諸君の御諒解を得て置き度いと思ふことが御座います、夫れは借入金の實際の貸付自体であります、之は監督官たる私と致しましては民會又は行政委員會自体の御決定にお委せする譯に行かないのであります、其の點だけは御諒解願ひ度い、即ち如何なる御決定に於て爲されましても貴下方だけの御決定には監督官たる私はお委せすること出来ないのであります、又行政委員會が如何なる決定をしましてもこれ亦氣に入らなければ私

(4)

は其の決定に従うことを承認しない積りであります、此の點に付きましては豫め諸君の御諒解を得て置き度いと思ひます。
併し乍ら此の貸付自体に就きましては議事日程第二の「實業復興資金團債貸付方法に關する件」此の件を御決定になりましたれば貸付自体に關して形式上行政委員會に御委任がしてある案であるといふことの御諒解を以て御審議を願ひ度い。
次に私が本會を召集致しました第三の目的に就きまして多少の沿革を諸君に此の席で申上げて御參考に供して置き度いと思ひます、私は去る五月に當地に赴任して参りました、當地に於きまして冷蔵用として使用されて居る氷が、下水其他汚いものが流れ込み、従つて水中に幾多の微菌がある、そんな所の水を凍らせた所謂泥氷なるものが使用されて居る、といふことを知つて實は甚だ驚いたのであります。
夫れで此の事態は當地日本租界の公共衛生上一日も見逃がすことが出来ないのであります、就ては之を禁止しなければならぬといふことを決心したのであります、所で茲に今禁止を致しまするとすれば其の結果として現在の如く高い人造氷の使用を餘儀なくさせるといふことは日本租界内に住つて居られる諸君並に其他の方々に甚だお氣の毒である、就ては如何にすれば人造氷を安く供給せられるかといふことを考慮しなければならぬ、夫れは行政官たる私の立場としてさういふ考慮を廻らすのは義務であると考えたのであります。
夫れで色々研究もしましたし又多少の考慮を廻らしたのであります、人造氷の價格が其の製氷に使用される動力の價格如何にかゝるといふことは當然のことであり、所が幸にも當地に於

(5)

きましては電氣事業を民間に於て經營して居る、夫れで事業の性質上、若し製氷を特別の安値を以て供給し又製氷の量に於て日本租界内の需要を満足し得るやうな計畫が出来たらば民間は之に對して公益上の見地から普通の料金より安い價格を以て電力を供給することは一向差支なく又斯くするのが寧ろ至當であると私は考へる、所で幸にして其後製氷會社を設立せしめる計畫が進行して目下相談中だと私は聞いて居るのであります、此の目下計畫中の製氷會社に對して前申しました公益上の見地から民間が特別の減價を以て會社に電力を供給することが適當であるか、適當でないかといふことに就て諸君の御審議を願ひ度、之が即ち今席民會を招集致しましたる第三の目的であります。

夫れから終りに會計検査委員が今缺員を生じて居りますから、之に對して一名の補選選舉を此の機會に於てして頂き度いのであります。

以上が今夕民會の臨時會を招集致しましたる目的であります、どうぞ諸事日程に就つて居ります諸案に就きまして充分の御審議をお進めにならんことを希望致します。

尙此の機會に於きまして私から希望乃至今後私が此の租界の行政に關して取つて行かうと決意した點を諸君の御参考迄に申し上げ度いと思ひます。

少しく大要を述べますが、今や天津に居住して居る日本居住民は十字街頭に立つて居る、従つて、之は見方に依りますが、新たる態度を決定するには私は絶好の時機でないかと考へて居る、茲に諸案に出で居ります通り、一方には實業を振興せしめる目的で以て參拾萬圓の團費を起すことになつて居る、其の金額は僅かに參拾萬圓でありますが之の利用方法如何に依つては或は少しく誇大の言かも知れませんが或は在天津の日本人の更生の道を策することにも出来ないのでないかと考へらるるのであります、併し乍ら斯くの如き結果を生ずるが爲に最も必要でありますのは天津に於ける日本人の意志であります、即ち如何なる心掛を以て之に處するかに懸るのであります、之れを露骨に申しますと、或は法を濟り、或は良心の苛責を受け、職々競々として乍ら生活の途を講ずる乃至は利益を圖るといふが如き根性で以て處して行くとすれば斯かる生活乃至は斯かる手段に依つて生じまする日本の租界の繁榮がありとすれば、日本租界が如何に繁榮するとしましても其の生活乃至は繁榮は覆れたる生活乃至は繁榮であり不名譽なる繁榮である、具体的に申しますれば天津の日本居留地は今や禁制品屋の巢窟といふ評判を取つて居る、之は支那全國內に此の評判がある許りでなく、今や世界的に此の評判が擴がらうとして居る、此の事態は眞に天津を憂する者から見れば非常に遺憾な事態であり、又眞に健全なる經濟上の發達を天津に居ります日本人が致しまするに就きまして甚だ邪険なことを考へる、夫れでありますから此の機會を轉機としまして此の忌はしき事態を改善し洗濯をしたいと考へる、さうして正しく健全なる歩調を以て前進して行きたいといふことを私は切に希望するのであります、之が眞正の意味に於ける經濟上の發達であると信する、即ち禁制品の密賣の如き權道に依らないで正々堂堂たる手段に依つて經濟上の發達を圖るといふことが眞正の意味に於ける經濟發展であると私は考へます、夫れから他方領事館の之に對する方針如何といふことも、此の席上御披露して置きたいと思ひます、併し乍ら私から此處に總領事として在任して居る間は此の取締を徹底的に行はうと思ひます、さうして及ばず乍ら天津の日本租界の清潔法を斷行する覺悟であります、之を茲に諸君に御披露して而して諸君の此の點に關する、御助力を願ひ度いと考へます。

(6)

今迄に又お知合の方に斯かる業務に従事せられる方があつたとすれば何卒等の人を促がして正業に復歸せるといふことに御盡力を願ひ度いと思ひます、此の點は私から諸君に向つてお願い致して置く次第であります。

夫れから今一つ私の希望を諸君に申して置き度い事があります、夫れは從來居留民諸君の中に公の事を議する上に就きまして個人間の感情が主となつて徒黨を組んで自分と考へ違ふ若くは自分の反對者である人のやる事を互に邪険し合ふといふ風があることを私は在任以來僅かの日月であるが、さういふ印象を受けて居るのである、斯かる事は甚だ好ましくないものであります、事柄も公事を議せられるに就きまして、個人間の感情又は徒らに黨派的感情は掃かれて全く公平若くは大局から見た判断を常に下されたいといふことを私は切に希望して置く次第であります、夫れでなければ甚だ卑近な例であります、片方の側が賽の河原に石ころを積上げて居るのを見たと反對の側が其の石ころを積上げたのを壊してしまふ、又壊した方が石ころを積上げれば前の壊された方が又壊しにかゝるといふ具合にあつては天津に於ける經濟上の發展にも延ては障礙を及ぼす結果になりはしないかと思ひます、私も之等の事態は微力乍ら且私に附與せられて居ります法律上の權能に依り假借せず之等の事態を懲めやうといふ決意を近來するに至つたのであります、就きましては如何か天津全体の居留民の繁榮の爲に黨派的感情を根絶してお互に協調して天津の日本居留地の繁榮をお圖りになるやうにして頂き度いといふことを特にお願ひ致して置き度いと思ひます。

併し乍ら人は面を異にする如く各自見る所を異にするのは已むを得ない次第であります、従つて意見を披瀝したり批評を試みられること迄止めやうといふのではありません、只徒らに個人間の感情に因はれ若くは黨派的感情から公事を議されることは甚だ好ましいことではないといふことだけ此の際申上げて置きます、何うか公共の爲に虚心擔懐總ての議事を御審議になるやう願ひます。(拍手)

○森川照太郎君 只今總領事の御訓示講讀致しました、民會議員なり居留民なり個人的感情や黨派心を以て公事を議する事非なることの御訓示御尤も存じます、若しさういふ事實があるならば甚だ間違つたことであるからさういふ事を期さなければならぬことは當然でございます、私も水い間民團行政の討論には參加して居ります、此の間屢々私は感情で議するとか黨派心を以て議するといふ議論を以て非難されたことがあるものでございます、併し乍ら私一個として公事を議するに個人間の感情とか黨派的な考を以てしたことはございません、若し總領事に於て私に關してさういふ御考をお持ちになるならば私は斷じてさうでないといふことを申上げて置く必要を認めます、夫れと同時に只今御來任短日月であるが其の事實を認められたといふことに立却しての御訓示もございまして、他にさういふ方があるといふことならば私は存じませんが、併し乍らあつたならさういふことでなく、あるとお認めになつてのお話でございますが、私一個は茲に明らかに明言して置きますが、さういふ個人間の感情や黨派的の考を以て公事を議するといふことの非難を今日迄受けたものは私一個に於ては總て間違であるといふことを確信して、自分の良心に頼りてやましくないものでありますから只今の御訓示は私に對しては受ける必要のなかつたものと、斯様に考へますから一言領事にお断り致して置きます。

○議長(吉田房次郎君) 之から議事日程に入る筈でございますが、今年の六月に實業復興資金に就きまして夫迄の經過を

(7)

いかと考へらるるのであります、併し乍ら斯くの如き結果を生ずるが爲に最も必要でありますのは天津に於ける日本人の意志であります、即ち如何なる心掛を以て之に處するかに懸るのであります、之れを露骨に申しますと、或は法を濟り、或は良心の苛責を受け、職々競々として乍ら生活の途を講ずる乃至は利益を圖るといふが如き根性で以て處して行くとすれば斯かる生活乃至は斯かる手段に依つて生じまする日本の租界の繁榮がありとすれば、日本租界が如何に繁榮するとしましても其の生活乃至は繁榮は覆れたる生活乃至は繁榮であり不名譽なる繁榮である、具体的に申しますれば天津の日本居留地は今や禁制品屋の巢窟といふ評判を取つて居る、之は支那全國內に此の評判がある許りでなく、今や世界的に此の評判が擴がらうとして居る、此の事態は眞に天津を憂する者から見れば非常に遺憾な事態であり、又眞に健全なる經濟上の發達を天津に居ります日本人が致しまするに就きまして甚だ邪険なことを考へる、夫れでありますから此の機會を轉機としまして此の忌はしき事態を改善し洗濯をしたいと考へる、さうして正しく健全なる歩調を以て前進して行きたいといふことを私は切に希望するのであります、之が眞正の意味に於ける經濟上の發達であると信する、即ち禁制品の密賣の如き權道に依らないで正々堂堂たる手段に依つて經濟上の發達を圖るといふことが眞正の意味に於ける經濟發展であると私は考へます、夫れから他方領事館の之に對する方針如何といふことも、此の席上御披露して置きたいと思ひます、併し乍ら私から此處に總領事として在任して居る間は此の取締を徹底的に行はうと思ひます、さうして及ばず乍ら天津の日本租界の清潔法を斷行する覺悟であります、之を茲に諸君に御披露して而して諸君の此の點に關する、御助力を願ひ度いと考へます。

(8)

今迄に又お知合の方に斯かる業務に従事せられる方があつたとすれば何卒等の人を促がして正業に復歸せるといふことに御盡力を願ひ度いと思ひます、此の點は私から諸君に向つてお願い致して置く次第であります。

夫れから今一つ私の希望を諸君に申して置き度い事があります、夫れは從來居留民諸君の中に公の事を議する上に就きまして個人間の感情が主となつて徒黨を組んで自分と考へ違ふ若くは自分の反對者である人のやる事を互に邪険し合ふといふ風があることを私は在任以來僅かの日月であるが、さういふ印象を受けて居るのである、斯かる事は甚だ好ましくないものであります、事柄も公事を議せられるに就きまして、個人間の感情又は徒らに黨派的感情は掃かれて全く公平若くは大局から見た判断を常に下されたいといふことを私は切に希望して置く次第であります、夫れでなければ甚だ卑近な例であります、片方の側が賽の河原に石ころを積上げて居るのを見たと反對の側が其の石ころを積上げたのを壊してしまふ、又壊した方が石ころを積上げれば前の壊された方が又壊しにかゝるといふ具合にあつては天津に於ける經濟上の發展にも延ては障礙を及ぼす結果になりはしないかと思ひます、私も之等の事態は微力乍ら且私に附與せられて居ります法律上の權能に依り假借せず之等の事態を懲めやうといふ決意を近來するに至つたのであります、就きましては如何か天津全体の居留民の繁榮の爲に黨派的感情を根絶してお互に協調して天津の日本居留地の繁榮をお圖りになるやうにして頂き度いといふことを特にお願ひ致して置き度いと思ひます。

併し乍ら人は面を異にする如く各自見る所を異にするのは已むを得ない次第であります、従つて意見を披瀝したり批評を試みられること迄止めやうといふのではありません、只徒らに個人間の感情に因はれ若くは黨派的感情から公事を議されることは甚だ好ましいことではないといふことだけ此の際申上げて置きます、何うか公共の爲に虚心擔懐總ての議事を御審議になるやう願ひます。(拍手)

○森川照太郎君 只今總領事の御訓示講讀致しました、民會議員なり居留民なり個人的感情や黨派心を以て公事を議する事非なることの御訓示御尤も存じます、若しさういふ事實があるならば甚だ間違つたことであるからさういふ事を期さなければならぬことは當然でございます、私も水い間民團行政の討論には參加して居ります、此の間屢々私は感情で議するとか黨派心を以て議するといふ議論を以て非難されたことがあるものでございます、併し乍ら私一個として公事を議するに個人間の感情とか黨派的な考を以てしたことはございません、若し總領事に於て私に關してさういふ御考をお持ちになるならば私は斷じてさうでないといふことを申上げて置く必要を認めます、夫れと同時に只今御來任短日月であるが其の事實を認められたといふことに立却しての御訓示もございまして、他にさういふ方があるといふことならば私は存じませんが、併し乍らあつたならさういふことでなく、あるとお認めになつてのお話でございますが、私一個は茲に明らかに明言して置きますが、さういふ個人間の感情や黨派的の考を以て公事を議するといふことの非難を今日迄受けたものは私一個に於ては總て間違であるといふことを確信して、自分の良心に頼りてやましくないものでありますから只今の御訓示は私に對しては受ける必要のなかつたものと、斯様に考へますから一言領事にお断り致して置きます。

○議長(吉田房次郎君) 之から議事日程に入る筈でございますが、今年の六月に實業復興資金に就きまして夫迄の經過を

御報告申上げました、未だ其後の経過を御報告申し上げりません、行政委員会には御報告申しました、若し御報告申上げれば此の機会に御報告申し度いと思ひますが、如何でございますか、時間も餘計無い事でございますから又他の機会に致しても宜いのでありますが、皆様が御異議なければ簡潔に申上げたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

大田副議長議長席に着く

吉田房次郎君（登壇）

夫れでは實業復興資金を借る事に付しまして今年の六月の協議會で夫迄の経過を御報告申したものでありますが、其後の経過を簡潔に申上げ度いと思ひます、御承知の通り最初は復興資金と致しまして二百萬圓の低利を政府に請願をして借入れるといふことが最初の出發點であります、所が何うしても外務省に請願致しましたが今年に於ては政府に餘額金がない、夫れから低利資金を支那に出すことは出来ないと云ふことでありまして此の請願には何回も返事はあつたのでありますが何うしても政府の容れる所にならなかつたのであります、其の結果百五十萬圓といふものを民間が起債をしてさうして百萬圓を借替に使ふ、五十萬圓は復興資金に使ふ、といふことに對して外務省の御了解を得たのであります、夫れで其の方針に従ひまして各銀行會社其他有る金融業者方面に運動したのであります、何うしても投資するといふことは従来の例に對して非常に危険である、且いつ何時金の解凍があるか知れない、といふ状態である場合でございます、前開臨時代であります、金融會社は國庫の保証のない限りは貸すことが出来ないと何れも承知しなかつたのであります、最初第一保險相互會社に相談致しました、色々なことがあつたのであります

(9)

が、結局第一相互はお貸しするか、せんかといふことは六月中に申上げる、夫迄に用意して置くといふことであります、私に歸つて來ました、其の時分は向五十萬圓は東京建設會社から第一相互の出来ぬ場合融通して貰ふといふことの話はして來ました、所が之の利息が九厘でございます、其の當時から外務省が許さぬかならぬかが問題であつたのであります、併し第一相互が萬一いかぬといふ時分には之を借りる他ないと思ひ込んで居つた、現に第一相互が多分出ると考へまして私は歸つて來た、其の事は六月中旬に皆様に申上げて置いたのであります、所が其後第一保險相互會社から外務省を經由して總理事の所に返事が參りました、といふのは百五十萬圓の半額七十五萬圓を第一相互で出す、併し單獨に出さぬ、後の七十五萬圓を他の金融會社が天津に貸すといふことならば自分の所で半分出す、双方で百五十萬圓になるといふならばお貸ししやうといふ返事があつた、私は何うしても一方の相手を選らばない、と思ひましたから、聯合會で上海に行きました其の足を以て日本に參りました、さうして大阪の住友に交渉致しました、之には大田君なり鈴木さんなり大變御力下さつたのであります、最後に坂本君が天津に關係がございましたから先づ坂本君に相談したのであります、住友でも従來支那に出した金が一向返らない、非常に成績が悪い、成る程民間の金と違ふだらうけれども、支那に出すことは何うしてもお断りしたい、といふことであります、夫れから向共の時分には既に新内閣になつて居つて金の解凍が唱へられて居つた時であります、此の後どんなに財界の變動を起すか解らぬ、内地でも長期の貸付はしないのであります、或一部に就て短期は銀行で融通して居るが長期は融通して居らないので、此の場合住友に相談しても出来ないと云ふことを住友から聞く申されました、夫れから坂本君其他私の知つて居る方も段々御奔走下さつたのでありますけれども、

(10)

到底望がないといふことであります、住友御座いせんから野村を迫りまして大阪の各金融會社に交渉して見たが、大阪では何うしても支那の民間に貸すといふ願望がないのであります、何うしても之も出来ません、住友がないものでございますから再び東京に行つて運動しやうと思つて居る時に第一相互の方も、前に外務省から御返事致しました半額を引受けることは更に財界の形勢が變つたに就て重役會議を開いた所が當分の解凍を見て財界が安定する迄一切金を出さぬといふことに方針が變つたので、折角御返事して眞に恐縮するけれどもお断りしたいといふ返事が來ました、其處では七月二十七日に東京に出まして色々外務省にお願ひしました所が、私が上京しました以前から外務省では非常に御心配下さうな三案其他の金融銀行即ち其他の金融業者に向つて色々御交渉下さつた、所が非常に天津民間に同情があるのでございませうけれども、支那に投資するといふことは日本の金融業者は危険なものとされ貸付けない、國庫の保証しない限り何うしても出せぬといふ、所が國庫の保証といふことは議會の協賛を經なければならぬ、非常な仕事でありますから到底出来ぬ、其處で民間では出来ぬといふ外務省でもお考へになりまして更に何とかしてやり度いから、といふことで色々大蔵省に御相談下さつた、大蔵省では何うしても低利資金を出すことは絶対出来ぬ、現在の低利資金運用委員會は支那に一切出さぬといふ固く申渡しがあつて公私共如何なる団体如何なるものにも低利資金を貸すことが出来ぬ。

といふことで色々御相談下さつた結果大正九年上海に國庫から五百萬圓正金を經て出て、其の金が百萬圓當地にも來て居る、夫れが五六十萬圓變つて居る、夫れは途中で方針が變つて上海に貸付けることは止めた、其の金が正金に變つて居る、夫れが近日國庫に歸ることになつて居る、夫れを國庫の方で直ぐ回収しないから、先づ正金銀行と外務省の間で御相談になつて之を天津にお

(11)

貸しになつたら何うか、と大蔵省の方から話があつて、外務省でも何とかして借りてやらうといふこととございまして、十數回も御交渉下さつた、所が一面又正金も非常な苦しい立場になつて居りまして、何時でも國庫に返すといふことになつて居るのであります、之を自由に正金でお貸しすることは出来ぬ、少くも大蔵省から天津に貸してやつて呉れ、といふことであるか、さもなければ外務省が御保証下さるのでなければ貸すことは出来ぬ、といふことで正金も色々苦心されて居つたやうであります、色々正金に交渉したのであります、此の金が何うしてもきまりません、茲に於て致方ございせんから更に建物の借りたら何うかといふこととございまして、色々御相談申上げました所が、九厘の利息の金を天津民間に借らすのは外務省の本意でない、外務省では銀資金の五十萬圓を交渉して居るから之が出来ぬ迄待て、現に角八厘の天津の従來の借りに高いと思つて居る、九厘のものを借らすといふことは何うしても外務省の本意でない、絶対に借ることは許さんといふ御返事がありました。

(13)

業者が第一は危険な金融の方法が變つた、といふことを流布されると保険募集に非常に影響する
夫れから農商務省の保險課で各保險會社に投資する範圍が狭つて居る、之に對して商工省に向け
て度々天津の民團に貸して差支ないかと伺ひますけれども返事が無い、其他一旦重役會議で否決
した事をもちかへすのは苦々の權威に關する、といふことで外務省は逃げられたのであります、
夫れから外務省から色々御援助願ひまして八月十三日再び重役會議を開いた、私は少くも五十萬
圓に極ると思つて居たのであります、三十萬圓だけ出すといふことになりました、金は極く僅
かでございますが、第一が支那に三十萬圓を投資するといふことは非常な財界の問題でございます
して東京、大阪の大新聞に出たのであります、第一保險の投資の結果は餘程注目される、とい
ふことを各新聞にうたつて居りました、此の成り行きは日本の新聞も見て居ります、夫れから三
十萬圓の借入に就きましたは外務省も色々御心配下さいまして、之は償還の方法は餘程確實にな
らなければいかん、といふことで非常に天津財政といふことに就きまして御研究になりました、
其結果償還の期限をつめやうといふことであります、之を條件としまして九月九日になつて外
務省から三十萬圓借りることに就て御内諾を得たのであります、夫れから直に保險會社に交渉し
まして當地で公正証書を作成し之に登記するといふ第一保險の委任狀を發行して貰つて歸つて來
たのであります、條件その他詳しいことは参考書がついて居る筈であります、何うか御覽願ひ度
と思ひます、一寸概略申し上げます。(拍手)

吉田議長、大田副議長と挨拶す

○議長(吉田房次郎君)
一寸議事日程に入る前に民團の方から御報告したいといふことでございますから。

(14)

○理事(松本文三郎君)(拍手)
數年來係争中でありました民團と支那人張文都の土地所有權確認の訴訟事件は相手方の張文都の
方から大審院に上告中でありましたが七月二十五日上告が棄却となりまして之にて本件は一切完
結致しました、民團の勝訴が確定致しましたから御報告申し上げます、(拍手)次に來年度支那期限
になつて居ります民團債の花旗銀行からの借景七十二萬弗の件でございます、之は前の民團に於
きまして五年繰延の更新契約をすることに先方と交渉することになつて居りました、其後期限前
と雖も一部又は全部支拂を爲すことを得といふ條項を追加するといふ條件で以て外務省に認可の
申請中でございます、多分近日中に認可を受ける見込でございます、夫れだけ御報告致して置
きます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
議事録署名者をお願い致します、砂田實君、石川通君にお願い致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは議事日程に入ります。

議事日程第一「第一生命保險相互會社ヨリ團債起債ノ件」

○行政委員會長(上野 壽君)
第一の議案に就きまして一寸説明致します、御承知の通り此の實業復興資金を借りるといふこと
は、其の始りは昨年十一月二十四日に富成氏他九十二名といふ多數から民團に實業維持振興資金
の特別貸付の運動をして貰ひ度といふ願書が出ました、夫れで行政委員會の方では色々審議致
しました所が此の願の趣意は主に不動産所有者だけに限つて居りました、不動産を持つて居る人

(15)

が金融の道が開けて居ない密を持ちながら夫れを繰返すことが出来ない、夫れで先年正金銀行の
特別貸付金といふものがありまして此方でも夫れを色々利用した人がありましたが、丁度
さういふやうな性質の金を政府から低利で貸出して貰つて其の金を正金銀行とか朝鮮銀行とか然
るべき銀行に置いて貰つて相當な不動産や擔保を以て融通出来るやうにして貰ひ度、此の事を
政府に請願して貰ひたいといふことでございます、其の當時行政委員會で色々審議致しました
結果は何れも不動産所有者だけに民團が種々の周旋をし又従つて費用を使ふが如きは公平を缺
けられ、若しさういふことをやるなら寧ろ不動産貸付以外の商工業の金融にするやうな信用
貸も同時に願つた方が宜からうといふことになりましたので一月の末に協議會を開いたのであり
ます、實は臨時民團會を開いて御相談する筈でありましたが、當時種々の事情があつて臨時民團會を開
く運びに至らなかつたのであります、之は其の當時協議會でもお話ししましたので定めて諸君も御
記憶の事と思ひます、右の協議會で議がまとまりまして、此處に居られる吉田議長、富成氏並に
小林陽之助君が東上された次第であります、其の後に就ては此の前の協議會の時にもお話し致しま
したので御記憶でありませうが、第一案といふものは二百萬圓を借りる積りで居つたのでありま
す、所が夫れは成功しないで只今吉田氏から御報告になりました通り第二案の百五十萬圓といふ
ことになつて、其の請願の途中一應歸られて、さうして再び上される以前に更に協議會を開い
て其の途のなり行きを御報告し、夫れから又此の趣意で運動を續ける積りであるといふことの
御相談を致して置きました、之も實は臨時民團會を開き度い積りでありましたが種々の理由があ
つて開く運びにならなかつた、此の理由も其の當時お話し上げてある筈でございます、次いで
運動の結果先刻吉田議長から御報告の通り先づ第一生命保險相互會社から三十萬圓借りる豫約だ

(16)

けは出来て居る次第であります、右のやうな事情から未だ當民團の正式な御承認を得て居ないの
であります、其處で第一の議題にある通り此の度各位の御協賛を得て決定致し度いと思つて居り
ますが、誠に残念な事は、實は貸付の方法に就ても詳細の立案を以て此處に御相談致し度いので
あります、が段前監督官からも一寸お話がありました通り愈々之を貸付けるといふことになりま
すと監督官の方にも種々御意見がござります、又外務省の意圖もござります、又外務省の意圖もござります、
行政委員會だけで決定するといふ譯に行きません、夫れから大休のことは前の協議會の時に配布
致しました請願書にもちゃんと貸付方法も一通りは示してあるのです、其後行政委員會としてで
はありますが、民團當事者に於ては種々研究を續けて居りました之に書いてある方法よりも
もう少し進んで詳細に亘つた腹案を持つて居りますけれども直に議題にして今日御協賛を願ふこと
の出来ないといふ事情にあることは私共として甚だ遺憾に存じます、何れも行政委員會で決定出
来ない事項であります、監督官の御認可を得なければならぬ、従つて監督官の御意圖も充分尊
重しなければならぬといふ事情もござります、外務省の御意圖もあつたらば行政委員會で極
めたものを御決定願つた所が夫れは此處で極めたといふだけで實地に夫れを施行することが
出来ないやうに相なりますので、實はさういふ理由を以て議題には掲げてありません、が大休は
最初の請願書に書いてありますので、あれにも少し精密なる且進歩した方法を腹案に持つて居
るといふことを御承知願つて差支ないであります但し腹案通り行くか否やといふことは此處で
は確定しませんので何れ私共の考では行政委員會に其の立案を御一任願つて行政委員會で充分審
議をし且又金融業者であるとか當地の事情に精通して居られる方々の御意見を聞いてさうして立
案する、其の場合は監督官の御意見を尊重する積りであります、其の邊を何うかよく御諒願

ひ度い、甚だ其も茲に資金を借りるといふ問題を出すと同時に如何なる方法を以て貸付けるといふ事をば議題に出さないことは豫念でなければならぬを得ざる事情でありますから其の邊御諒知願ひ度い、貸付方法の大体は多分御記憶と思ひますけれども、今私共が腹案として居るのはどんなことであるかといふことを一言申上げて置き度いと思ひます。

此の度の金額は三十萬圓、此の三十萬圓を二つに分けて一つは十萬圓、一つは二十萬圓、此の二様にするので、十萬圓といふものは金融組合といふものを拵へさせまして金融組合に資金として貸付けるので、夫れから残りの二十萬圓を實業復興資金として別に貸付けるので、詰り兩様になるのです、其の趣意は何ういふ譯であるかといふと折角金を貸しても之を商工業諸君實業の實際に運用して貰はなければ無論浪費されてはたまりませんし、其の他無益に使はれてはならない、何うしても商工業に活かして使つて貰ひ度い、といふ積りで金融組合を拵へさせる積りであります、此の金融組合に會員が有りますして其の組合員に貸付けるので、商工業者にして實業復興資金を借りたいといふ人は金融組合の組合員になつて貰はなければならぬので、夫れから之を貸付ける方法は何ういふことになるかといふと實業復興資金の方では審査委員といふものが出来る、之は今の腹案では例へば十人であるならば六人は監督官廳の御選定を願ふ、後の四名が行政委員か乃至は民會で選舉する、斯ういふ積りでございまして、若し五人であつたらば三人が官選の委員で、二人を民間から選舉する考であります、多分五人位は宜いと思つて居りますが、或はもう少し預けるかも知れませんが、確定した數ではありませんが、私共の腹案では最初十名といふことにしたのであります、何處から十名が出たかと云へば漢口が十名になつて居ります、漢口が矢張り低利資金を政府から借りて居りますので之の貸付審査委員が十名で出来て

(18)

居る、さうして六名だけが領事の方から指名されて四人の中二名が行政委員、二名は在留民の中から選舉をします、此處は其の通りではないかと思ひます、五名で宜いと思つて居ります、借りる人は如何なる資格の人かといふと實業に従事して居つてさうして金融組合に入つて居る人であつてそして三人の連帯責任が要るので、一人に對して最高二十元といふ積りであります、夫れから擔保があればもう少し餘計貸しても宜い信用貸は二十元といふ積りで二十元の中例へば十元借りる人があつたとすると一割だけを夫れを夫れ引して置くのです、夫れから三割といふものは必ず金融組合の方に拂ひ込まなければならぬといふことになるのです、其處で三割拂ひ込んだ人は實際之を商賣なり工業に使ふ時は審査委員に於て夫れを認めるときは三倍迄貸すのです、千元拂ひ込んで居る人には三千元迄貸すといふことになつて居ります、商賣人であつて若し信用上の保証にする時は五割迄夫れを保証してやる、千元拂ひ込んであれば五千元迄は保証してやる、斯ういふ考でありますから相當に利用出来ると思ふので、夫れから二十萬圓の復興資金を十年間の期限といふことになつて居りますので十年間に貸付けまして年々一割五分づつ元利金として拂ひ返される、さうすると夫れが綺麗に終つてしまふのです、まああらかたさういふ貸付方法であります。

夫れから金融組合の方は最前申しました通り十萬圓を以て資金とし、組合員は少くとも三割を預けなければならぬといふことになつて居りますから、二十萬圓の三割ですから六萬圓入つて来る譯です、十六萬圓を以て貸付して行く積りになつて居ります、其の方も矢張り三人連帯責任で一個の團體を拵へて借入を申込むといふ仕組みになつて居ります、夫れから金融組合の方も期限はなるべく短い宜い、之は商賣並に商業上ぐるぐる廻るのですから三ヶ月を経過し生活上の狀態が悪

(19)

くても許すことは出来ないといふことになつて居ります、尙御質問があればお答へ致しますが、大体さういふことになつて居ります、永い月日を費して漸く出来ました團體でありますから是非諸君の御協賛を願ひたいと思ふのであります。

○議長(吉田房次郎君) 一寸申上げますが議事日程第一でございます、第一讀會でございますから質問を先にして後御意見を述べ願ひ度いと思ひます。

○小倉章安君 只今議事は日程第一に入つて居ると思ひますが、會長の御説明を承ると第一、第二の議題に關聯して居りましたから便宜上第一、第二を一括して議題とされたら如何かと思ひます

○議長(吉田房次郎君) 便宜上第一、第二は關聯して居るのでありますから皆さん御異議ございませんければ第一、第二の問題を一括して宜いと思ひます。

「異議なし」

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは議事日程第一、第二を一括して問題と致します之に關する御質問がございませうれば。

議事日程第二「實業復興資金貸付方法ニ關スル件」

○永安平吉君 貸付に就ては外務省に参考書をお出しになりました、此の案が御承認なるものと思ひますが、之に對しては御答へ致します、今金融組合に對しては二千弗といふやうなお話がありました此の出資といふ第七條の條項から見まして此の條項には貳百圓となつて居ります、最大限度二千弗に、といふお話があつたやうですから二百圓二倍に致しまして、一萬弗、一萬弗の二倍と致しましても二萬弗迄出来るやうになつて居ります。

(20)

○會長(上野 壽君) 二百圓となつて居りましたが、段々研究して他處の振合を聞いて見ますし、先日北京の御承知の藤原正文といふ方は信用組合、金融組合に大變深い經驗を持つて居られますし、又大變其の道に詳しい人でございます、其の方にも色々御相談致しましたならば先づ二百圓は多過ぎる、百圓位にした方が宜いだらうといふ御意見で百圓にする積りでありましたが、最初の請願書について居るのはお話の通り二百圓になつて居ります、併し百圓に替へたい積りで居ります。

○永安平吉君 百圓になると五千弗になります、二倍融通するといふことになると一萬弗になります、二千弗を見當とされるならば。

○會長(上野 壽君) 二千弗といふのは復興資金です、混雜するのは私の申し様がはつきりしなかつたかも知れませんが、復興資金と金融組合と二つになるのです。

○永安平吉君 引續いて申しますが、第三章の機關といふ所で理事は専任理事を置かれる積りか、他の職業を兼て居る人を置かれる積りであるか。

○會長(上野 壽君) お答へ致します、民間には今度の三拾萬圓の監督をする人が出来ず、夫れと兼務した方が一番都合が宜いと思つて居ります。

○永安平吉君 私は希望として申上げますが成るべく之に經驗のある人を請つて他の職業を兼務しない専任の理事にして頂き度い、夫れから第四章の第二十九條の終ひに行きまして「但し當分の

内外務省借入金を以て融通し組合員の出資金は銀行に預入るものとす」といふやうな條項が見出されま

○會長(上野 壽君)

お答へ致します、夫れも改正することになつて居りまして、「本組合貸付資金は組合員出資金及外務省より借入れたる資金を以て之に充當するものとす」其處迄でお終ひです、其の下は消すことになつて居ります、貴下の説は御尤もです。

○郡 茂行君 第一生命保險會社から借りて來ます三十萬圓の金を償還致しますのは此の表に依りますと昭和七年、八年、九年の三箇年に亘つて支拂して終りやうに思ひますが其の通りでありますか。

○會長(上野 壽君)

左様でございます。

○郡 茂行君 引續いてお尋ね致します、營業復活資金收支概算表と金融組合收支概算表を拜見致しますと、十箇年掛るやうに考へますが、五ヶ年に分れますと何ういふ風にお拂ひになりますか。

○會長(上野 壽君)

お答へ致します、二年置置で三年間に拂ふといふことは民團の財政として幸いでありまして、從つて之を貸付ける法を二年とか三年とか精々長くして四年位にして置けば恰度宜いのですが、如何にも夫れでは短期に失して營業復興資金の趣意にかなはない、御承知ですが、東京に實業組合といふのがありまして、色々研究して星野、といふ人が會長をして居ります、彼處から出て居る

(22)

(21)

のは二十箇年の貸付になつて居ります最初一割天引して置くことと夫れで全部返すのです、二十箇年であつたか二十五箇年であつたか一寸忘れましたが、長い期間でありますから一割天引して置くことと元金を返すことが出来るやうな算盤になるのです、願くはさうしたいのですが、二十箇年は大變長いので十箇年といふことになりました、相當民團の財政の上にある困難を來すのであります、實は夫れが爲に吉田議長は大變心配されて居りまして、恰度七、八、九年といふ三年間は償還すべきものがたまつて非常に財政困難である、外務省から借りてある五十萬圓の償還を六年間延ばして頂き度い、もう一つは東亞興業から借入れてある所の百萬圓を三箇年延ばして貰ひ度いといふことをば最初から外務省に願つて略外務省の御承諾を得てあつたのでございまして、今日未だ夫れが決定致しませんけれども民團は今日も夫れに全力を注いで是非延ばして貰ふ積りで居ります、遂二三日前本省から坪上といふお方がお出でになりましたが此の方は元財務主任でありました、其の方に本日掛つて種々其の點に就てお願ひしたので、歸つたら十分盡力しやうといふお話を承つて居ります是非七、八、九の三年間は民團の財政困難の時代で是非延期をして貰ひたいといふ精神を以て今やつて居るのであります。

○郡 茂行君 引續いてお尋ね致しますが、さうすると延期して貰ふといふのは第一生命保險會社から借りるべき金を延期して貰ふのですか。

○會長(上野 壽君)

五拾萬圓の外務省の團債。

○郡 茂行君 埠頭の團債ですか、あれは無期延期でなかつたのですか。

○會長(上野 壽君)

いや、さうはいけません、外務省だけには一應御承諾を得たのでありますけれども夫れだけでは確定致しません、繼續して居るのであります。

○鍛冶静一郎君 行政委員會に一任してあるといふことですが、一任せられて案が出来ました結果其のまゝ御實行になるのでございませうか、夫れとも民會に諮るお積りでですか。

○會長(上野 壽君)

是非民會に諮り度いと思ひます、之に就て特別會計條例が必要だと思つて居りますが、之には矢張り貸付方法が確定しないかつちり條例を掲げることが出来ませんので、是非御相談しましてさうして監督官廳の認可を得又外務省の認可を得ましてさうして確定することになるのであります。

○鍛冶静一郎君 民會におかけになるのですか。

○會長(上野 壽君) かけます。

○鍛冶静一郎君 三人の連帯保証といふことでありますが、三人の一人がかはつて後の二人が連帯責任で借りることが出来るのでせうか。

○會長(上野 壽君)

商團といふことになつて居りますから三人共借ることが出来ませんが、一人が不都合すると後の二人が辨償しなければならぬといふ連帯になつて居ります。

○鍛冶静一郎君 請り三人共借りられるといふことに結着するのですか。

○會長(上野 壽君) さうでございます。

(24)

(23)

○清水幸三郎君 先刻會長から擔保があれば澤山貸すといふお話がありましたが、若し不動産の擔保であれば限度なしに相當の價格を借られるものであるか、個人々々で制限せられるものでありませうか、其の邊何い度い。

○會長(上野 壽君)

お答致します、金融組合の方は普通の貸付は出資額の三倍ですけれども擔保があれば四倍迄貸します、夫れから實業復興資金の方でございますが、此の方は一人最高二千兩以下であります、擔保があれば四千兩迄貸して宜からうといふ積りで、其の代り擔保は六掛しか貸さない。

○清水幸三郎君 引續いて伺ひますが、利息は何ういふ利率になりますか。

○會長(上野 壽君)

利息は一割の天引した所迄計算しまして年一割〇四厘九毛といふことになりました。

○清水幸三郎君 民團は儲けることになるのですか。

○會長(上野 壽君)

儲けるのでありませんが夫れは回收不能の豫備金といふものも入れて置かなければなりません、夫れから經費も年々かゝりますから夫れも夫れから差引かなければなりません、さうして最後に残つた金は其の時に至つて何ういふ風に處分致しますか金融組合の方は組合員の協議を経て處分をし、夫れから實業復興資金の方の若し金が残れば何ういふ風に處分するかといふことは民會の決議を以て極める積りで。

○清水幸三郎君 豫備金をお作りになる爲に金利を高く貸す、同時に貸付倒れがあるといふ御見込で利息を引上げられるお積りでですか。

○會長(上野 壽君)

夫れはお手許に行つて居る参考書の通り回収不能が第一年目はないといふ見込で第二年度に五年三年目に六分、四年目が七分、どん／＼増して十年目に三割二分迄見込んであります、之は所々の金融業者の経験に依つて之位の回収不能を見込なければならぬといふ書類があるので夫れに依つて此處に出したのであります。

○瀨底正敏君 此の復興資金と金融組合の方の理事とか評議員とかいふのは両方同じ人でありませうか、又別々の人をお置きになるのをごさいますか。

○會長(上野 壽君)

最前お話をしましたが復興資金の方は金融部長と云ひますか民間の方の役員になるのであります、夫れから金融組合は金融組合の役員になりますけれども私の腹案では成るべく同じ人が宜いと思つて居ります、最前永安君から同じ人はいけないだらうといふ御議論を伺ひましたが、よく研究をしなければなりませんけれども連絡を取つてやるには同一人を以て之に當てるのが適當でないかと考へて居りますが、尙研究して。

○永安平吉君 今のはお考違かと思ひます、之に對しての専任の人であつて之は兩方兼任しても宜いが、只他の職務を持つて居る人が兼任してはいかぬといふのです。

○會長(上野 壽君)

無論さういふ意思はありません。
○清水幸三郎君 民間にさういふ人を置くといふお話であります、若し適當な人が無かつたら、經費も要ることありますから現在天津にある金融業者に委任してやるといふ方法をお考になつ

(25)

たことがございますか。

○會長(上野 壽君)
さういふお話もあつたことありますが、金融業者では引受けて呉れんらしいです、一寸意思を聞いて見たことあります、正金や朝鮮銀行の如きは無論斯ういふ事はない事して下さらないやうであります、其他の銀行でも何うも引受ける事を喜んで居られないやうに聞いて居ります。

○清水幸三郎君 もう一つ伺ひますが、此の起債の件は今晩行政委員に一任して可決するとして、若し其の後先刻お話がありました貸付方法に對しては後の民會に諮るといふことでありました、民會に諮つた時貸付方法なるものを民會が承認しない場合何ういふやうな考でせうか。

○會長(上野 壽君)

夫れは修正して頂いてさうして監督官廳のお考もありませんから更に監督官廳と御相談してお許しがあれば其の通りやつて行きます。
○森川照太郎君 先刻上野會長の御説明の中に、富成君が始めて民間に請願した時に不動産擔保貸付のみに就てお願したやうにお話ありましたが果してさうでありますか。

○會長(上野 壽君)

富成氏の希望は不動産所有者といふことであつたと記憶して居ります。
○森川照太郎君 多分お間違と思ひますが、一寸金山君に質問したいと思ひますが。
(此の間森川議員、金山議員の間に質問應答あり)

○永安平吉君 私も出席して居つて確かに貴下の御記憶の通りだと記憶して居ります。

○森川照太郎君 証人が一人あれば宜いと思ひます。

(26)

○會長(上野 壽君)

ついで調べて置くのを忘れましたが、正金銀行を通して出る低利資金は不動産に限つて居ると思つて居りましたが。
○森川照太郎君 正金銀行の特貸といふのは不動産所有者に貸す目的で出来たもので滿洲に出すのは借りて来て一あれはすつと昔の話で今同民團に請願するといふので吾々が招かれて出ましたが、其の結果として民間に請願した管です、其の時に不動産及商品擔保の貸付に限るといふのは一部の人に限られるといふ不安が相當世にあつて私も其の論者なのです、其處へ行つて見た所が一般の借付貸もするといふことでありますから此の金を借りて来て貸さうといふ趣意が始めのと全然違つたが故に私の三文判ですが擦して賛成したのでありますが、一部に限られるといふこと、根本から話が違つて参りますから私は其の點よく記憶して居ります、然るに富成君が民間に請願をした時は不動産のみといふ話がありましたから私は此の席に富成君がお出でにならないのに斯ういふことを申上げるのは甚だ相濟まざる議ですが、私共は皆相談を受けて判を擦すやうになつた時の事情と理由とが富成君が願した時の理由と違つて居りますから富成君のお願がさういふことであつたと考へられませんかから會長の記憶違だらうと思ひます。

○會長(上野 壽君)
請願書にも参考書にもさうなつて居りました、横濱正金銀行の滿洲に對する貸付規則が出来て居ります、詰り斯ういふ風にしてやつて貰ひ度いといふのであつた、と私は記憶して居ります。

○森川照太郎君 要するに参考書ですから。

○會長(上野 壽君)

いや／＼特貸願の特貸規程がつけられて居つたのですが。
○森川照太郎君 さうではありません、改めて今お尋ね申上げますが、此の三十萬圓の金を借りて来て復興資金といふと復興資金ですが、金融組合で貸す分は商工業者に限られるのですか何うか

○會長(上野 壽君)

商工業者に限る積りで居ります、只商工業者の範圍を何處迄持つて行くか、商工業者にしましては、小賣業者もあれば卸業者もあれば色々な業態がありますから、何ういふ業態のものを商工業者と認めるかといふことに就ては色々な議論もありません、併し最初は先づ斯ういふ業態の人に貸付て宜いだらうと選りだしたのが三百軒あつたと思ひます、先づ借りの人を半分と見ても百五十軒に二千圓づゝ貸せば三十萬圓といふ算盤をしたことがありますが、其の範圍に於て何々業者を以て金融組合の實業家と看做すかといふことは大分デリケートな問題と思ひます、未だ確定して居りませんが大体に於ては商工業者に限つて貸すといふ趣意は腹案として極つて居ります。

○森川照太郎君 例へば私は新聞を經營して居りますが新聞事業といふやうなものは實業といふ中に還入らないかも知れませんが、私は借りられないから反對するといふ譯でお尋ねする譯でないのです、詰り今伺ひますと日本人千五百名の中三百名が商工業者で其の中百五十名となつて居りますが、一割の人が借りる爲に此の金を借りて来たといふことになり、例へば民間を構成する要素の中に月給取りが澤山居る、月給取りが實業に従事して居れば實業家かも知れず商工業とも云へるかも知れないと思ひますが百五十軒といふことになり、と獨立の商工業に限つてしまふやうに思ひますが、新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○會長(上野 壽君)

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○森川照太郎君

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○會長(上野 壽君)

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○森川照太郎君

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○會長(上野 壽君)

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○森川照太郎君

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○會長(上野 壽君)

新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜いと思ひます、例へば實業に従事する従業者にお貸しになるのですか、何うですか。

(29)

○會長(上野 壽君)
例へば店員といやうな方には貸さず積りです。

○永安平吉君 此の契約が調ひますと第一相互からの金は大概何時頃此方の方へ。

○議長(吉田房次郎君)
便宜上私がお答致しますが、外務省から委任状を持って来て居ります、手続きは之ですつかり終るので、之が郵便で向ふに到着すれば其の時でも金が取れる。

○永安平吉君 何時頃借られるか大抵見當がつかせうが、色々貸付方法が此の民會に出るだらうと期待して居りました所が今から御考案になるらしいですから、成るべく金がついた時分は是非其の立案をお急ぎ下さつて早く民會を開いて決定して置いて貰ひたいと思ひます。

○森川照太郎君 一寸お尋ね致しますが、方法の極らない中に借りてしまふのですか何ういふ風に貸す誰に貸すといふやうな方法が極まらない中に金を借りてしまひますか。

○會長(上野 壽君)
未だ何時金を取寄せるか此の方法が極まらないと申されませんが、此の方法の大体的腹案といふものは既に出来上つて居りますので、一日も早く之を確定の上臨時民會を開く積りで居ります、成るべくならば方法が極つてもう貸して宜いといふ時に金を取引したいのですけれども夫れは何時といふことが分りませんので、第一相互と何時之を取引するか極つて居りません、此方は成るべく確定した後金の取引をしたいと思つて居ります。

○森川照太郎君 成るべく極つた後にすか成るべくでなかつたら前に借りられるかも知れませんか

○會長(上野 壽君)

(30)

ありません、成るべくといふのは其の意思がないから成るべくと言つて居るので、私はさういふ意思です。

○森川照太郎君 日本から借りる金は今回三拾萬圓ですが、後借りるお考なるや、又借りられるお見込ありや、といふことをお尋ね致します。

○行政委員長(上野 壽君)
今差當つて之に關して借りるといふ考はありません。

○森川照太郎君 もうおしまひですか。

○鹽谷信次君 此の參拾萬圓の金を借りる爲に二萬圓からの金を使つたといふことは吾々を選出された居留民の多數は之を重大なことのやうに色々噂して居るのであります、又此の三十萬圓を借りまして其の貸付方法如何は又之居留民多數に如何なるたすけをされるものであるかといふことを非常に懸念して居るのであります、又先程監督官は其の訓示の中に行政委員が如何なる貸付方法を極め、又民會が如何なる貸付方法を決定しても氣に入らなければ之を許可しないと先程御命令になりました、其の點を考へて監督官も此の三十萬圓を借りたことは其の債務が民團にあるといふことを考慮されて心配して言はれた言葉であらうと考へます、若し之が一朝監督官から許可せられないやうな事が起つたならば此の自治体の一大不祥事であり、夫れで先程から行政委員長は行政委員會に一任して呉れといふことに就て豫々お述べになりましたが、吾々も其の貸付方法の案を今日お示しを願ひたいと思ひますが、其の出来ぬ事情も申されまし、賢明なる行政委員諸公は百鍊銜銜されて監督官から讚美されるやうな案を次の民會に提出されんことを希望致します、と同時に私は希望する、此の三十萬圓の金を成るべくならば斯ういふ言葉を用ひる

(31)

ことは決體でありますけれども、二流三流に及ぶやうな方法をお取りあらんことを希望として申上げます。

○議長(吉田房次郎君)
引續いて決を取らうと思ひますが、大分時間も経ちますから十分間休憩致します。

九時二十七分休憩

十時十五分開會

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは第一、第二議案の第一讀會を繼續致します、御質問がございませば。

○榎前 香君 先程から承つて居りますと、参考として添附してあります、夫れに對して質問なり又會長の説明がありました、私は参考書類を議題外と考へて質問を差控へて居りましたが、二三の議員から質問もあり又之に對して會長の説明がありました、之も矢張り議題に關連したものと見て質問して差支ありませんか。

○行政委員長(上野 壽君)
之は議題でありませんが、貸付方法が全然なくては如何なる方法で貸付けるかも知れないのに團債を起すことに付て賛否の意見も定めかねるといふ恐れがありましたからつて置きましたので、夫れに就て御不審の所があればお尋ね下さつて差支ないと思ひます、又幾等でもお答へ致します。

○議長(吉田房次郎君)
他に御質問ありませんか。

(32)

○佐々木敏丸君 三十萬圓を經驗のある銀行等に供託なされて民團と監督官と兩方で監督なさるやうな御意圖はありますか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君)
夫れは金融組合の方ですと先刻も申しましたやうに理事が一人ありますし、監事を三人位務へて更に評議員若干名を置いて夫れで總て審査をして此の人に貸して宜いか悪いか或は正當に使はれるものであるや否やといふことを審査することになつて居ります、夫れから復興資金の方ですと貸付審査員といふものが出来まして、審査員でよく審査した結果貸すといふ積りでございませう。

○中村鐵一君 營業復興資金に二十萬圓、天津輸出工業金融組合に十萬圓といふ案が出て居りますが、之は如何なる理由に依つて一方に厚く一方に薄く決定されたものですか。

○行政委員長(上野 壽君)
お答致します、之は一方に厚い薄いといふ意味ではないのでございまして、詰り此の二十萬圓の復興資金を借りる人は是非金融組合になつて貰はなければならぬといふことになるのです、之に入つて居ない人には營業復興資金は貸さないといふ趣意になつて居ります、夫れは何ういふことにならぬかといふと、營業復興資金として貸したものであるから夫れは是非營業復興資金に使はなければならぬ、夫れを使ふや否やを見るにはどうしても金融組合がないと果して適當に使はれて居るや否やが分りませんから夫れで之を拵へた、譯であります。

○中村鐵一君 私のお考へる所に依りますと何れも營業復興資金に他ならないと思ひますが如何でございませう。

○行政委員長(上野 壽君)
夫れに相違ありませんが、只、今申します通り貸し放しですと夫れが果して正當に使はれて居るや否やを監督するに甚だ困難です、夫れですから借りた金は必ず金融組合の方に三割以上預けなければなりません。

○中村鐵一君(上野 壽君)
行政委員長(上野 壽君)
夫れを貸します者に就てはちやんと方法を講じて、其の支途を明らかにして例へば銀行に拂ふやうなものであれば銀行の横切手を行なう。例へば荷物が来て居る、其の荷物を取るのに銀行に金を拂はなければならぬ時は銀行宛に横切手を行なう。斯ういふやうな方法を取つて、連帯責任があるから間違ない積りで居ります。

○中村鐵一君(上野 壽君)
行政委員長(上野 壽君)
夫れと同じやうな関係になるのでございせんか、矢張り何方にも商團といふものが必要になつて来るのでございせんか。

○行政委員長(上野 壽君)
兩方あります。

○中村鐵一君(上野 壽君)
行政委員長(上野 壽君)
然らば殆ど同じやうなものでありますね、一語にされたら如何かと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)
大分違ひますが、詰り、實業復興資金として貸しても保証人は成程ありますが、夫れが正當に使はれて居るか何うかを監督することは甚だ困難であります、金をばどういふ風に使つて居るかといふことを監督するのは中々難しい、其處で金融組合といふものを拵へて少くとも三割、多ければ誠に宜し、半分でも全部でも其の方に入れて、さうして夫れを商賣の方に使ひ、工業の方に使ふといふことをして貰ひたいので斯ういふ風になつて居るのです。

○清水幸三郎君(上野 壽君)
行政委員長(上野 壽君)
之に就ては借りた金額に對する利息を拂ふのですか、一割引かれたものは、何ういふやうな利率になるのですか。

○行政委員長(上野 壽君)
引かれたものも利息をつける勘定になりますから其の割合は一割〇四厘九毛といふものになります。

○清水幸三郎君(上野 壽君)
一割引かれたものにも利息をつけるのですか。

○行政委員長(上野 壽君)
借手の方には拂はない積りです。

○清水幸三郎君(上野 壽君)
行政委員長(上野 壽君)
夫れから三割借りた中から積立てると金融組合は借主に對して何ういふ利率の負擔ですか。

○行政委員長(上野 壽君)
五分の負擔です。

○議長(吉田房次郎君)
他に御質問なり御意見なりございせんか。

○森川照太君(上野 壽君)
「なし」と呼ぶ者あり
先刻會長にお尋ね致しました通り私は民間が金を借りて来るのは商工業者に限るも

のではないといふ理解の下に民間に對する請願書に調印したものであります、會長の御説明にあつたやうに三百名の商工業者があり其の中の半數の百五十名といふ話でありましたが、千五百名の居留民の一割に過ぎない人に融通をするといふ性質の金を民間の擔保を提供して借りて來るといふことは民間として爲すべきことではないと思ひます、故に此の金を借りるのに反對であります。

○議長(吉田房次郎君)
他に御意見御座いせんか、他に御意見がないやうであります、第二讀會を開きますか。

「讀會省略」と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)
讀會省略で決まらませうか。

「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)
大抵御質問なり御議論なり盡きたやうでございましてから議案第一の決を採りませう。

「議案第一、第一生命保險相互會社ヨリ團債起債ノ件」

此の原案に對して御承認でございすれば御起立願ひます。(起立者多數)

○議長(吉田房次郎君)
多數と認めますから第二讀會、第三讀會を省略致しまして可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
夫れから第二案でございまして。

議案第二「實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件」

之も二讀會、三讀會を省略致しまして決を採ることに致します、御賛成の方は御起立願ひます。(起立者多數)

○議長(吉田房次郎君)
多數でございましてから之も可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
引續いて第三の「電氣供給規程中改正ノ件」に移ります。

議案第三「電氣供給規程中改正ノ件」

○議長(吉田房次郎君)
夫れから一寸申上げますが、第三に關連して今日建議案が出て居ります、之を一寸御報告申上げます、之は砂田實君が提出者でありまして、他賛成者永安平吉君、山上逸君、手島喜兵衛君、山田榮治君の五人でございまして、成規の手續を踏んでございましてから議案と致します、電氣供給規程中改正ノ件」を議して其の後に之を議題とすることに致します、夫れで宜しうございませうか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは第一讀會を開きます。

行政委員長(上野 壽君)
當地に製氷冷蔵株式會社を建てたいといふことを御發起になられた方がありまして、夫れは御手許に廻してありますが、田村俊次君外二名から發起人總代として民間に此の製氷の動力を電氣にしたいから、其の電氣の動力料を軽減して貰ひ度い、御承知の通り供給規程では一キロワット時

(37)

五仙になつて居りますのを二仙迄に引下げて貰ひ度いといふ請願が出て居ります、夫れに就きまして、電氣供給規程では「五仙トス」とちやんと書まつて居ります、事情に依つて夫れを上げても出来ないやうになつて居ります、其處で軽減するならば電氣供給規程を改正しなければならぬ、といふ結果になります、ので行政委員會でも審議の結果、先づ電氣供給規程を改正して、此の製氷會社が成立したならば二仙に引下げて、宜いだらうといふことに決定致して居ります、詰り「五仙トス」といふきまつた規程の次に「但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ行政委員會ハ特別ノ料金ヲ定ムルコトヲ得」といふ一項を加へて、製氷會社の如きは此の項に適當するものである、詰り衛生上非常に公益のあるものでありますから、其の事由に依つて行政委員會は特別の料金を定めて二仙迄引下げるといふことの結果はなるのでございませうが、先づ供給規程の改正といふことを民會の御賛同を得なければならぬことになつて居ります、お手許にまはしてある書面で大抵要領はお解りでありませうが、二仙に引下げた根據は何處にありませうかと申しますと、只今電氣の技師からよく説明致しますが、計算を色々やつて見ますと、入件費とか、發電所の家であるとか、あゝいふ特に供給をするが爲めに費用を要するといふものを除いて、石炭、油、給水費乃至修繕費といふやうな直接發電に必要なものを計算すると一仙八厘何毛といふものになります、其處で之を二仙迄引下げるのは公益の爲ならば差支なからうといふことになつて、行政委員會は二仙迄引下げることに決して居りますが、先づ第一に供給規程の改正といふことに御賛同を願ひ度いといふ譯で本議案を出した次第であります。

○議長(吉田房次郎君)
本案に就きまして御賛同がございませうれば一引續いて御意見を述べ下さつて宜しうございませう。

(38)

○永安平吉君 只今の御説明に依りますと二仙迄引下げるといふお話でありましたが此の改正案に最低料金を二仙といふことに明記してないやうでございませうが、此の改正案から見ますと幾等でも下げることが出来るやうになつて居るやうであります、最低料金を御記入になつては如何でございませう。

○行政委員會長(上野 壽君)
必要ありと認める時は行政委員會は特別の料金といふ所をば最低二仙迄といふことに。

○永安平吉君 二仙迄といふことを明記した方がよくないかと思ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)
さういふ説もありましたのですが、御承知の通り電氣の發生には石炭が非常に大部分を占めますので、石炭が非常に騰貴するといふやうな時は具体的に二仙と定めて置くことと、

○永安平吉君 最低限度を二仙にして其の位迄収縮出来ると思ひます、さうしてないと民會で議決するものとしては餘り濃くはないかと思ひます。

○小倉章宏君 意見を述べて宜しいといふことでございませうから規程の改正に就て簡単に意見を申し上げます、只今會長の御説明を承ると議案の次に出て居る参考の電力使用料減價供給願書が出たので此の規程が設けられたやうに伺ひましたが假令製氷會社が出来なくても此の趣旨に則つたものが、例へば公益上非常に關係のあるもので特に電力の供給を必要とする會社が他にも必ず出来るやうに豫想されますので、之は極めて結構な御提案と思ひます、從て私は之に賛成であります、只今永安議員の御質問に依りますと、最低値段を極めて置いた方がきちんとして宜くないかといふことでありませうけれども、電氣の事業も或はもつて擴張する必要も近く迫つて居ります。

(39)

しないか、又従つて需要も多くなるといふやうな關係から、少くとも組織の上に大なる進歩と擴張があつた時に、減價も値段も亦違ふやうにも考へられます、乃至はもう少し燃料たる石炭の値段等に依つて高くなることもありませうので、之に準る制限を附せず、原案通り餘裕のある改正をして置く方が宜くないかと思ひます、原案に賛成の意見を簡単に申し上げます。

○永安平吉君 技師の御説明がございませうと二仙といふ値段が公平であるか如何かといふことが大抵解るかと思ひますが、未だ御説明を聞かぬので原案がどれ位になるか知りませんが現在の状態を基礎として最低料金をきめて置くのが私は原則でないかと思ひます、さうして私の考では最低二仙と限定したものを之に記入されることが適當と思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
他に御意見ありませんか。

○森川照太郎君 餘分のやうですが「附則ニ左ノ一項ヲ加フ、本規程中改正ニ係ル部分ハ昭和四年十一月一日之ヲ施行ス」といふことがありますが、勝田さんに伺ひたいのですが之は要りますか、本規程は「昭和三年一月一日より施行す」といふことになつて居ります、改正を加へれば改正を加へた時から效力は生ずるものと思ひますから之は要らないことはないか、今後改正を加へたら之と區別がつかないやうに思ひますが。

○行政委員副會長(勝田重直君)
本規程中改正に係る部分は何時から之を施行すといふことに就きましては日時を明らかにせんと一休何時から改正して行はれたのだといふことが明らかになりませう關係上、何うしても此の一項を加へなければならぬと存じまして加へた譯でございませう。

(40)

○森川照太郎君 私の考では、此の本規程が既に施行されて居る、夫れに施行期日が定つて居つて、其の本規程の施行が進行中のものである、其處へ改正を加へたら其の加へた時から施行の力を生じて居るものではないでせうか、改正といふのは施行中のものに改正を加へたのですから加へた時が直に施行の効力を生じて居る筈でないでせうか、さうでないともう一つ此の次に之に改正を加へた時に何ういふ風に之を改正しますか。

○行政委員副會長(勝田重直君)
「藤田行政委員(百七十頁に書いてあるよ)」

○森川君のお尋ねにお答へ致します、本規程中改正ニ係ル部分といふことが他に生ずる場合もあり得ることですから、さうなつた場合に規程の改正が何時行はれたのか解らなくなることもあり得ると想像致しますから、「本規程中改正ニ係ル部分」といふのを「第十六條第二種」とすれば一層明瞭になると思ひますからさう訂正して頂ければ結構と思ひます。

○森川照太郎君 既に一つあるのです、「本條例中改正ニ係ル部分ハ昭和三年四月一日ヨリ施行ス」とあります、其處にもう一つ加へたら。

○行政委員副會長(勝田重直君)
今申しましたやうに改正致しますれば、前のは氣がつかまませんでしたから。

○森川照太郎君 其處に氣がつかないなら直しにしろ。

○行政委員(白井忠三君)
私は行政委員としてお答にお手傳ひ致しませう、効力發生の日をきめるのですから一つも構はないではありませうか、改正の部分の効力發生の日を明示する期日ですから改正しますといふ

公表すると共に其の改正した事は何時から効力を発生するといふ風になつて居る、私は法律や
○森川照太君 さうすると此の規程の中に「本規程中改正ニ係ル部分」といふのが二つ出て来ます
よ、三つも四つも出て来るかも知れません。
○行政委員(白井忠三君)
斯ういふ改正をしますといふ公告をします、其の改正した部分は何時から効力を発生するといふ
意味なのでから三年前に改正した時は改正した時に其の公告は出て居るので一寸も構はないの
です。

○森川照太君 幾つも並びますね、並んで何處の部分だか解らないではありませんか何時直したの
が之だ、といふことが解りますか。
○行政委員(藤田語郎君)
六十五頁から幾等でもあります。
○森川照太君 あつたらいけないと思ひますね、「本規程ノ改正ニ係ル部分ハ」といふのが幾つも並
ぶと何れが何れだか解らなくなるではありませんか。
○行政委員(白井忠三君)
其の御心配があれば前の部分を消せば宜いのです、本條例の昭和四年何月何日といふのを取つて
しまつて。
○森川照太君 夫れなら取るといふことを議案に出しませんか。
○行政委員(白井忠三君)

民國で公布して居る規則の全体の中にはみんな改正したものは書いてあります、追加した條
例の下には何月何日改正と書き加へてあります、其の心配をお持ちならば前の分を取つてしまつ
て宜いのです、どの部分が改正されたか解らないやうな所は法規類聚を御覧になれば心配はな
いやうになつて居ります。
○行政委員副會長(藤田重直君)
將來直す事と致しまして、現在此のまゝ進んで頂いた方が前の振合を見ますと、みんなさうなつ
て居るやうでございます、將來法規の改定を行ふ時に統一的に、貴下の御意見御尤ものやうに
考へられますので訂正致し度いと考へます、其の意味で一つ御諒解願ひます。
○小倉章宏君 私は先刻議案の規程改正に賛成の意見を述べましたが一つ希望がございます、原則
としてさういふことを規程して置くといふことは何等差支ありませんけれども、現状に於て直接
必要が迫つて居る電気供給の問題であります、之に對してどの位の電氣が今度の製氷會社が必
要であるか、夫れと現在の民國の電氣事業の需要供給の状態と如何なる影響があるか、尙民國の
電氣事業に對して將來何か變化を起さなければならぬことを豫想するや否やといふことに就き
まして權威ある奥野技師の御説明を此の際に聞いて置くことが必要と存じまして、希望を申し上げ
ます。

○奥野技師(登壇) 只今御質問を受けました製氷會社の需要電力は約百馬力であり、其の次に
現在の状態に於きますロードの状態は晝夜間に於きまして、一萬一千キロワット時位の程度で
あります、晝間が三千七百乃至四千キロワット時は晝間であり、ロードのかなり具合は時
間に依つて違ひますが、七時頃からロードがかかりまして最大出力が千乃至千二百五十キロであ

ります、夫れから製氷會社が出来ました爲に影響を受けましたのは、只今一番出の少い時に二百五
十キロであります、其の際に於ける蒸氣の消費量が約十八ポンドであります、約百馬力としまし
て、七十キロ見當になるので、其の際の蒸氣消費量が現在二百五十乃至三百見當で三百七十位と
しまして十四ポンド八位の蒸氣消費量であります、夫れから將來に付きまして私は赴任しまして
約三ヶ月目でありましたが、昭和二年からの出力を色々調べました結果、最大ロードが昭和二年の
十二月舊正月でありました、之が千六百六十キロ位出て居ると思ひます、小さい数字をよく記憶
して居りませんが、御大典當時はずつと下りまして千五百内外と思つて居ります、現在は千五百
の正月初迄千三百其處いらだつたと記憶して居ります、其の意味に於きまして將來の計畫と
いふ御質問でございますが、現在發電所では一番ロードの都合のいゝ所で千キロを出す發電機
を廻して居ります、無理をして相當の能率の下つた所迄我慢をすれば千四百キロ出る發電機であ
ります、千キロも出る發電機を今一番少い時は二百乃至三百で廻して居ります、しかも能率は一
番悪い所で廻して居るのであります、只ロードが殖えて行くか何うか未知數に屬しますがカーブ
の状態から行きますと、さうロードは殖えないやうな傾向にあり、先づ私としては今この
發電機の晝間大き過ぎるといふ感じが致します、夫れに就きまして色々なことは又具体案を考へ
ましてから御發表致します。

○小倉章宏君 奥野さんにお尋ね致しますが、折角御説明下さつても一部分しか素人には解らない
のですが、もう一遍伺ひたいのは百馬力の電力を日供給しても直ちに發電所の方に設備の工夫
を更へるとか一般電燈が暗くなるといふことはありませんか。
○奥野技師 さういふ御心配はございません、他の方に影響はないと思ひます、百馬力使つて下さ
れば三百キロから四百キロになります、さうなれば蒸氣の使用量が十八ポンドのが十四ポンド近
になります。

○森川照太君 夜は。
○奥野技師 夜は恰度點燈致しましてから三時間許りの間が一番重いのであります、夫れが過ぎま
すと電燈をお消しになりますからさつと電力が減つて来ます、三時間許りの間が荷が殖える譯で
あります、只今の出力は千乃至千五百キロであります、五十キロ殖やした所で充分出せるの
であります。
○森川照太君 能率の一番好い時。
○奥野技師 千キロ。
○森川照太君 其の三四時間はどの位。
○奥野技師 千五百位であります。
○森川照太君 能率の一番好い所は。
○奥野技師 能率のよい所は七時としますとスイッチを入れまして、電燈をおつけになるのは何處
のお宅様でも同じで十分か二十分間に變つて行くのであります、六時から七時の間に變るもの
としますれば六時二十分位から電力がぼつ／＼殖えて来て七時になつた時にロードの一番重い所
に到着して居ります、お消しになる時間は少し長くなりますが、おつけになるのは一率のやうに
考へられます。

○森川照太君 さうすると三時間許りの間に發電機が一番經濟的の能率を上げるロードより千五百
キロ許り多いのを既にやつて居る譯ですね、晝間は得になり夜は三時間經濟能力になつて居ない

やうになつて居るのですね。

○奥野技師 さうでございます、数字で御説明致しますか。

○森川照太郎 数字を伺つても解りません。

○奥野技師 此處の發電機の蒸氣使用量は一キロに付て千キロ出力で十一ポンド半になつて居ります、千二百キロに殖えたと假定致しまして、十一ポンド五から十一ポンド八ですから〇、三の違ひであります、極く僅かなものであります。

○榎前 香君 製氷會社の水を一ポンド三仙五厘で賣るといふことは現在の天然氷を使用するのと大差ないといふことを底々承つて居りますが、夫れに就て行政委員會はとくと御審議願つてあると思ひますが御説明願ひ度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君)

發起人としてお答へ致します、今民團で配給して居る天然氷は百三十ポンドが十五仙といふことになつて居る、十三ポンドと云ひますと家庭に持つて来る迄にどうも溶けるのであります、さうして實際家庭で受け取る時には色々細かい統計も取つて見たのですが、二割五分位はとけて居る風の多い時、距離が遠い時、蒸し暑い日等はもつと餘計溶ける、だから家庭で受取る氷の量は實際平均百ポンド位になつて居る、假に九十二三ポンドとしますか、さうすると其の九十二三ポンドを更に三割にして、其の一個を家庭に入れる、家庭に運入つた時には、ごみがあれば洗ふとか色々可憐なことをやつて居る人もありますが、家庭に運入つた時は一個三十ポンドと見て少しも間違ない、三十ポンドが即ち五仙であります、夫れから三十ポンドが大抵は氷櫃にも依りますが一晝夜は冷蔵の效力があるやうに思ひます、詰り五仙で一晝夜さへられる個が一ヶ月一弗五十

(46)

(45)

仙といふことになり、人造氷になり、二十ポンドで天然氷程溶けません、夫れから尙装置を加へて溶けないやうにしてちやんと十ポンドは十ポンド、二十ポンドは二十ポンドの大きさを配給する式になつて居りますから家庭で受け取る時は先づ二十ポンドと勘定して間違ないと思ひます、さうすると夫れが二十ポンド七仙でありますから、吾々家庭で二十ポンド使ひますと大抵少し餘る位になつて居ります、次に氷を受けます迄には氷塊が融つて居るやうです、先づ十八ポンド位で天然氷の三十ポンドの値打はあるやうに風の取りまじり統計には表はれて居ります、之が二十ポンド七仙で、三十ポンド五仙と同様一ヶ月大抵普通の家庭では間に合ふといふので、十ポンド三仙五厘にすれば詰り二弗十仙の消費、天然氷ならば一弗五十仙の消費ですから六十仙位高くなります、之は大した額ではない、斯ういふ勘定から十ポンド三仙五厘といふ標準をつけたのであります、民團で配給するのが百三十ポンドなら三分の一だから四十四ポンドが家庭に運入つて、勘定しますと約倍になります、實際した所では只今申上げた溶解率が違ひますので實用には大して支障がない、民團で配給しますと便宜のある爲に安くやつて居りますから、其の安い水に比しての勘定であります、民團で配給する天然氷に比べれば價格に於て大差ない、民團で配給するやうになつて大變安くなりましたから今のやうなことにあります、さういふ意味で三仙五厘にしまして行政委員會に出した。

○榎前 香君 只今承つて居りますと、結局各住宅に配給されるものは三十ポンドが五仙、詰り九十ポンドが十五仙とすれば甚だ民團として不忠實なやう方であると思ひます、實際に目方の無いものを目方以上の金を取つて居るといふことは甚だ不忠實でないかと思ひます、民團の行政委員たる諸君は甚だ不忠實であると私は云ひます、夫れから人造氷は減り方が違ふといふ御説明があ

りました、氷は八十ガロリーで人造氷であらうが天然氷であらうが、温度、密度、湿度に大差ないのでありますから、さういふ差があるといふことはないと思ひます、若し民團が規定の目方だけ配布して居つたらば明らかに三分の一の效果しか人造氷は持つて居ないと思ひます、其の點も少し詳しく御説明願ひ度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君)

夫れは貴下の御意見ですが、實際天然氷は、氷と云ひますと物理にもある通り兎に角不純物の混入つて居るものは凍り難いし溶け易いし不純物の多い水程凍り易くして溶け難い、之は何れも氷の原則で仕様がな、特に天然氷には御承知の通り非常に不純物が多い、あゝいふ不純物の多い氷は不純物の多い氷に比して無論溶け易いことは明らかであるし、既に埋窟がさうであるのに私の實驗した所では確かに天然氷の方が溶け易いといふことが証明されて居る、溶け難い溶け易いは同じだといふ御議論は貴下の御意見として初めて拜聴するのだが實際に於て天然氷はもつと綺麗な天然氷でも溶解率は高いのであります、若し之を蒸溜水か何かで凍らせたら餘程持ち方が違ふのであります、だから凍らせる方法に依つても氷の溶解率が大幅に違ふ、之は物理学の原理で學理だから仕方がないけれども、私が色々文献や何かで調べたのは三割といふことになつて居ります、不純物のない人造氷の溶解率は不純物のある天然氷の約三割といふことを見たことはあります、といふ二割五分弱で三割にはなりませんけれども、私は夫れを信じて居ります、夫れから計算をしたのであります。

○榎前 香君 田村さんは盛に解つて居ると仰いますが、貴下が氷配給の方面に御注意ならん

(48)

(47)

のが甚だ不審に推へん。

○行政委員(田村俊次君)

配給は致しません、夫れは私の責任ではありません、配給するとしても民團は諸君の便宜を計つて配給して居るので御座る通り氷が溶けるのであるから何れも已むを得ない、だから家庭に運入ります迄にはきつち三十ポンドとして勘定しても向ふから出る時は四十ポンドあるか、百三十ポンドあるかも知れません、あの氷は御承知の通り不清潔ですから百三十ポンドと云つて出して居る方も百五十ポンドあるかも知れません、兎に角私が自分の家庭と病院と向三の友達と家庭で量つた時には何れも二割方は溶けて居ります、目方が減つて居ります、之は恐らく諸君の家では奥さんやお扱ひになりますから奥さんにお聞きになれば解ると思ひますが、兎に角溶けることは早い、風のある時には病院に來る迄に半分位になつて居る、之は成程配給方法が悪いと云はれば仕方ありませんが、已むを得ないことではあります、兎に角三十ポンドも皆んな今迄家庭で不平等に能率が上つて居つたのですから民團の氷の配給の效果を一發起人として受けるのは一寸具合が悪いと思ひます、製氷會社の發起人としてお答へする必要はないと思ひます。

○森川照太郎 今御説明の中に百三十ポンドの天然氷は家の邊で溶ける迄に四十ポンド溶ける勘定です、二割五分。

○行政委員(田村俊次君)

○森川照太郎 三割以上溶解する、人造氷は二十ポンド送り出して溶けずに着くといふお話でした、行政委員(田村俊次君)

溶け難い上に溶けない装置をして配給することになつて居ります、製氷會社から風にあたらないやうに、急いで覆をして大電力で配給するから家庭でお受け取りになる時には目方は減らない。

○森川照太郎 片方が三割溶けて片方が溶けないといふのは、風にあてないといふこと、大電力で配達するといふだけで三割になりますか。

○行政委員(田村俊次君) 只今申上げた通り水の質質共のものにある、天然氷は如何なる方法を以てしても溶ける。

○森川照太郎 今迄の配達を従来通りでやつた譯でないでせう、大電力で配つたら危ないでせう、風をあてないといふだけで三割の差が出来るといふことは素人でも観測出来ませんでせう。

○行政委員(田村俊次君) 一度御覽になれば宜しい。

○森川照太郎 一通見せて頂きます。

○郡 茂行君 先刻頂きました電力料決定基礎計算を拜見致しましたが素人で充分解りませんが、上野會社から先程お話を頂きました製氷會社に供給する電気が一仙八厘といふので二仙に供給しても餘り益にならないが損はいかないといふお話のやうでありましたが、素人解りのするやうに技師の方からでも御説明願ひます。

○奥野技師(登壇) 之に書いてあります第三案の昭和四年度といふ所には四年度に於きます豫算をキロワット數で割つたものであります、発電所の經常費は一番総ひに、昭和四年度消耗品費、雜費、補修材料費等は修繕費であります、石炭費、給水費、給油費、電力費、之は佛蘭西租界から買ふ電力費の豫算であります、夫れだけのものを割つたものであります。

○郡 茂行君 さうしますと昭和四年度が〇・一八七九といふのがありますが、平均しまして貳錢四厘六毛でございますか。

○奥野技師 夫れは第四案の所に説明して置きましたが、昭和二年度、三年度は建設時代に屬しまして試験をする爲に電力を澤山佛蘭西租界から買つた其の費用が大變掛つて居りますので今後のものは矢張り經營時代のものを標準としたものが宜からうと思つて此の案を立てたのであります。

○郡 茂行君 尙伺ひますが、従つて貳錢四厘幾等……。

○奥野技師 貳錢四厘幾等といふのは、先程述べました其の金額のものをキロワットで割つたものと、三年度のもうキロワットで割つたものと、詰り二年度が貳錢五厘幾等、三年度が三錢一厘七毛、四年度が一錢八厘七九で、此の三つの平均を取つて三案として立案したので貳錢を決定する爲に立案したものでないです。

○郡 茂行君 さうしますと三案の二年、三年、四年を平均が貳錢四厘になつたとすれば平均より安く賣るといふことになるのですか、夫れより先は現在の石炭價格に於て一錢八厘七九となつて之より上らない積りですか。

○奥野技師 先づさういふ考でございませう。

○議長(吉田房次郎君)

御意見ございせんか。

○植前 香君 先程から田村さんは風があれば溶け方が早いといふお話でありましたが、私は不幸にして夫れは見たことありませんが、不純なものは凍り方が遅いのであります、夫れは普通の氷より温度の低い例へば食鹽を五%入れますと零下三でなければ凍らない、十%入れれば零下七度でなければ凍らないといふ風に氷其のもの、温度が低くなる、之を氷箱に入れた場合其の熱を吸収する熱量は非常に大きいものであります、私は田村さんの仰有るやうに人造氷の溶け方が遅くて天然氷の溶け方が早いといふことは何うしても發見し得ないのであります、水道の水は普通夏華氏八十度、井戸の水が五十度であります、今規定の目方通り人造氷三十磅買ふとしますと水を華氏八十度から五十度で下げるのに一斗五升の水だけしか下げられない、天然氷ならば約三倍の四斗五升の水を下げる事が出来るといふ結果になるのですが、若し根據がありますれば根據を承らうと思ひます。

○行政委員(田村俊次君) 夫れは温度の比較なんです、私が申上げたのは溶解率の比較です、成程食鹽や何かを含んで居る水は凍るのに時間が掛ります、中々凍り難く餘程温度が下らなければ凍らない、其の代り溶けるのが早い、だから温度の差は貴下が仰つた通りかも知れません、併し私が申上げたのは同じ天然氷と人造氷を使ふ時天然氷が十時間持つ所なら人造氷なら十二三時間持つ形勢がある、天然氷は溶けるのが早い、温度を惹つて冷やすといふ能率は、貴下のお説はさうかも知れませんが。

○植前 香君 田村さんの溶け方の問題であつて温度の問題でないかと思ひますが、温度に依つて溶け方は變るのであります、一寸御注意申上げます。

○佐々木敏丸君 私は氷の後に引受けてお尋ね致しますが、第三案に二、三、四年の平均が一錢四厘六毛強に出る居るのは一つの會社に對して二割以上安い二錢で供給しなければならぬといふのは、公衆衛生の爲なるが故に二割以上安くするのであります、一寸お伺ひ致します。

○行政委員(上野 壽君) 恰度其の下に説明してありますが、昭和二年度三年度は建設中で經營が高掛つて居るから之を以て標準とする譯に行かない、技師の見込では昭和四年度の數字で將來必ず行くものであるといふ意見であります、夫れに依つて一錢八厘何毛といふものが消却費を除いた原價であると見たのであります、原價であるならば公益の爲であるから。

○佐々木敏丸君 消却費は入つて居りますか。

○行政委員(上野 壽君) 一錢八厘七九の中には消却費は入つて居りません。

○佐々木敏丸君 製氷會社に電力の要する時は機械はいたまないことになるのですか。

○行政委員(上野 壽君) 矢張りいたむでせう、詰り夫れだけ公益の爲であるから、早く言つたらまけてやるといふ勘定であります。

○植前 香君 今迄御質問申上げたのは成るべく安くして欲しいといふ意味でお尋ねした譯であります、利益計算の所を見ますと年一割の配當になつて居りますが、一割は餘計なこと、公共事業として民間から電氣料の値下迄するに拘らず斯くの如き高率の配當をするのは何うかと思ひますが、行政委員會の方で配當を安くして氷の價段を安くして貰ふといふ意見はないものでせうか。

(53)

御交渉願ひ度いと希望して置きます。

○佐々木敏丸君 若し製氷會社が故障が起つて製氷出来ない場合夏分夫れを何ういふやうにして補充なさるか、夫れに對して何か懸案はございませうか、一寸お尋ね致します。

○行政委員長(上野 壽君)

其の點に對しても發起人總代とよく交渉したのですが、如何なる場合があつても決して氷が出来なくて困るやうなことはないやうに責任を以てやるといふことでありませうから先づ夫れを信願して。

○佐々木敏丸君 夫れは保証して居りますか。

○行政委員長(上野 壽君)

契約書案にも其のことが書いてあります、「如何なる事情でも配給を圓滿にしなかつた時は云々」といふことが契約書に書いてあります。

○森川照太郎君 此の天津製氷冷蔵株式會社契約書が確定される前にもう一遍民會に附議せられるかどうか、之れなり製氷會社の方はおきめになつてしまふのですか。

○行政委員長(上野 壽君)

之は會社が成立したらば會社と締結する積りでありますが、今日議題に出さなかつたのは何しろ相手が出来て居りませんので、會社が成立して契約を締結する積りであります、夫れからもう一遍民會に懸けるかといふお話であります、行政委員長に御一任願ひ度いと思つてそこで此處で御覽に入れて置く次第であります。

○森川照太郎君 契約の取りきめは最早民會の議に上る機會がない譯になりませうね。

(54)

○行政委員長(上野 壽君)

之で會社が成立したらば行政委員長に御一任願ひ度いと思ひます。

○森川照太郎君 さうすると今茲に建議案も出て居ります、さうしますと今の所では製氷會社といふものは田村君勝田君等を發起人總代として民會に請願書を出した會社と對照しての研究になる、民會が半分の株を持つといふ建議案が通ると、天津製氷冷蔵會社の實質のきまらない中に之をきめてしまはなければならぬことになりませう、夫れですと何等かの點に於て民會として考慮すべき點が出来てきませんかと思ひます、民會と縁故のない會社と民會が三分の一の利害を持つ會社とは公私の差があらはれませんかと思ひます、然るに今のまゝですと民會側が利害關係を持たない製氷會社として議決してしまはなければならぬので、夫れは私は無理でないかと思ひます、夫れで此處には供給規程の改正しか出て居りません、夫れだけおきめになつて置いて後で契約案に就て民會にお諮りになるのが當を得る處置であるのみならず會社の實質が違ふかも知れない、といふことを目の前に見て居り乍ら何方ともきまらないの話をきめてしまふことは出来なないだらうと思ひます、之を民會に強ひることは行政委員長は出来なないやうに思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)

此の議案を送付致しましたのは数日前でありまして、夫れから草案は議案にはなつて居りませぬ従つて民會が三分の一の利害を持つ會社になるといふことを考慮して書いた草案とは違ひませうがさういふ場合になつて之に何等かの變更を加へなければならぬといふ場合ならば無論若々は大きに考慮する積りでありますが、之を書いた時はさういふことではないのであります、建議案は今晩

(55)

出たので出るだらうといふことを豫想して居りませぬから全然別な會社の積りで書いたのであります、株を持つたか未だ解りませんが、持つといふことになつたら行政委員長も夫れ相當の考慮を致してやります、其の邊は行政委員長の方に御一任願ひ度いと思つて聊か参考といふ積りで茲に出したのであります、強いて出せといふことであらばさういふ機會もありませうし、願くば行政委員長に御一任願ひ度いと思つて居ります、之を議題にしてきめるといふのでありません、議題は詰り議題として出て居るだけの議題であります。

○森川照太郎君 私には實は夫れをお伺ひして居なかつたのであります、茲に電気供給規程では書いてないが議題になつて居ります、従つて天津製氷會社は已むを得ず何等かの理由に依つて電力料金を増すなり減らすなり適宜に變へるやうにして置く規程は當然の事と思ひますから供給規程の改正といふことには勿論反對ではないのであります、斯ういふ規程をお入れになることは至極當を得たことと思つて賛成します、併し乍ら天津製氷會社にどんな條件で幾等にまけたら宜いかといふことになりませうと之は事重大だと思ひます、二仙に負ける所を二仙五厘にするとか負けないといふ當否は其の事柄の質夫れ自身が行政委員長で決まらねばならぬべき性質のものでないと思ひます、私は斯ういふ特權を一つの會社に與へるといふやうな場合には民會にお諮りになる方が宜いといふ考を持つて居ります、さういふことは決して御座りませぬが、將來編制を保つ上には於ても斯ういふやうな事柄は行政委員長のみで決まらねばならぬといふことになりませうと其の事柄自身が宜くない、合議を維持して行く爲には行政委員の權能のみで決まらねばならぬといふ、民會の利害關係に關係のある問題を直に行政委員のみで決定する事夫れ自身がいけないと思ひますが故に供給規程の改正には異存ありませんが、一度此の天津製氷會社との契約は民會にお諮りになるのが總ての點から考へて至當の處置だと考へられますからお諮りになる方が宜いだらうと思ひます、殊に茲に此の會社の株を半分持つといふ建議案へ出て居るのでありますから、會社の實質が違つて来るかも知れないと思ふものを漠然たる考の許に議案でない参考のものを取りきめてしまふことは出来なないと思ひます、殊に田村、勝田、田中の三君の御考慮を願ひ度いと思ひます、諸君は行政委員長に民會より特權を與へられ、特權で會社を経営されることになりませう、此の點に就ては理由を伺つて居りますから強いて夫れに反對するものでありません、又斯ういふことを已むを得ざる場合にするといふ原則を天津の民會は認めるといふ事實を認めるのみで一言も申上げませんが、さういふ疑惑を招き易い、實質行為でありますから尙更最近に民會に附議するといふ主張をして頂き度いと思ひます、最近の或種の疑惑を除く理由にもなると思ひます故に民會の紀律の上からさうな方が甚だ得策であらうと思ひますから今日は議題のみに止めて置いて契約案は議題として民會に附議されんことを希望致します。

(56)

○行政委員長(上野 壽君)

森川君の只今の議論はよく私に徹底致しません、お説に依れば改正は差支ないといふことを繰返してお話になりました、改正といふことは「但し公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認めムルトキハ行政委員長ハ特別ノ料金ヲ定ムルコトヲ得」此の文言に依ると料金を定めることは出来るので、之を通過すれば夫れをもう一遍民會にかけるといふ御議論のやうに伺はれますが。

○森川照太郎君 間違つて居りました。

○行政委員長(上野 壽君) さうでせうね、どうも可笑しいと思つて。

(58)

(57)

○森川照太郎 併し乍ら此の會社が初めての例でもあるし其他の理由に依つても民會に附議される方が穩當だらうと思ひますが、さういふお考えはありませんか。

○行政委員長(上野 壽君) 但書を御決定下さるだけのお考があるならば従つて其の會社に對する契約案といふものは行政委員會に於ても最善の考慮を拂ふのですからお委せ願ひ度いと思ひます。

○森川照太郎 さうしますと私契約案に就て考がありますが、第二條、會社へ如何ナル場合ニ於テモ」といふことが書いてありますが、「如何ナル場合」と云ひますと全然不可抗力の場合も含んで居りますか。

○行政委員長(上野 壽君) 不可抗力の場合には如何なる契約をしても致方ないと思ひます。

○森川照太郎 例へば會社の機械が壊れたとか働かなくなるといふ場合は。

○行政委員長(上野 壽君) さういふ場合があると思つて居ると貯蔵して置くのです。

○行政委員長(上野 壽君) 若し機械が壊れたといふやうな原因が何れいふ所に發生したかといふことを調べて若し會社の怠慢とかいふやうなものが原因の一部分を爲して居れば勿論會社で責任を持たなければならぬことになりす。

○森川照太郎 さうすると天災なり不可抗力に依つて此の會社より供給出来なくなつたら若し何處からか人造水を出さなければならぬことになりす。

○行政委員長(上野 壽君) 夫れは何れいふを得ない譯でございす。

○潮底正敏君 一寸お尋ね致しますが、二十五噸の製氷に對してタンクは一つですか二つですか。

○行政委員長(上野 壽君) タンクといふのは。

○潮底正敏君 凍らす時に五噸のタンクとか十噸のタンクとか十五噸のタンク等があります、夫れがあつたら此のタンクを今使つて之は今使はないといふことが出来す、若し一つの結氷のタンクが故障が出来てももう一つを使つて居つたら製氷の供給に對して決して差支ありません。(笑聲起る) 素人が笑つてはいけません。

○議長(吉田房次郎君) 大抵御質問も盡きたやうです。第二讀會に入ります。

○森川照太郎 第五條に「會社が第二條又ハ第三條ニ違反シタルトキハ民會ハ電力料ヲ定額ニ増加スルコトアルヘシ」といふことがありますが、之は「解約する」といふことに改める方が宜しいと思ひますが。

○行政委員長(上野 壽君) 監督官の方から相當嚴重な命令があるさうでございす。民會は電力を賣るといふことが主な契約になつて居りますから電力料金を定規の五仙に引上げるといふことに宜しいかと思ひます。

○森川照太郎 此の契約案の中に利益配當に就て制限を附して頂きたいと思ひます、民會が二仙に負けて、あの會社は三割も十割もの利益があるとする、私は若しかすると儲かるかと思ふ。

(60)

(59)

さうすると二仙といふ必要はなくなると思ひますが、此の前電氣の獨占事業を許した時に制限を附してあつたやうに思ひますが、利益の配當率に制限を附して一割五分の利益があつたら相當の補償を爲すべし。

○行政委員長(上野 壽君) といふ文字を加へて頂きたいと思ひます。

○森川照太郎 其の點考慮致しましたが期限が五箇年と切つてありますし、如何なる會社でも最初の二三年は餘り利益のあるものでなく、後二年の事であり、此の事も監督官の方から命令が出るといふことでありますから若し出なかつたら入れなければならぬと思ひます。

○森川照太郎 其の時は行政委員會で契約案を更へますか、若し監督官の命令がなかつたら。

○行政委員長(上野 壽君) なかつたら入れます。

○行政委員長(上野 壽君) 只今森川君から發起人が行政委員會の中に三名も入つて居るが、之等は世の疑惑を蒙り易いといふ御尤もな仰せでございす、ですから吾々の立場を明らかにする爲に行政委員會で之に關する自分達の解の解の事項は説明を致しますが、其の採決の場合とか或は其の賛否に對して吾々は之に参加しませぬに最も公明な態度をとり又將來も其の積りでございすから何うぞ他の議員諸君におかせられませぬに十分其の點はお含み置き願ひ度いと思ひます。

○森川照太郎 私は承知して居ります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座りませんか。

○小谷次郎君 五、六、七、八の四ヶ月は毎日に七十噸、九、十月は毎日三十噸使ふ、十一、十二が十五噸になつて居りますが二十五噸では足りないかと思ひますが如何でございす。

○行政委員長(田村俊次君) 今潮底君からの御質問を調べて見ましたが、結氷タンクは一つです、併しコンプレッサーは二つありますから別に差支ない。

○潮底正敏君 森川君の疑問は一週に解決して居る。

○行政委員長(田村俊次君) 向ふの使へない時は一方を使ふから供給に差支へるといふことはない、小谷君の質問をもう一遍言つて下さい。

○小谷次郎君 五、六、七、八月は七十噸、九、十月は三十噸、十一、十二、一、二月が毎日十五噸。

○行政委員長(田村俊次君) 配給の一番忙がしい時は四、五、六、七、八、九月で、だから其の前後に晝夜兼行で拵へて貯水して置くのです、だから配給には事欠がない積りです。

○小谷次郎君 冬でも使ふのですからストックする分はないと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君) 冬使ふやつは大したものではない。

○小谷次郎君 支那の料理屋でも盛んに使つて居りますから。

(61)

○行政委員(田村俊次君)
けれども兎に角二十七噸出るのでから二十七噸みんな出るといふことは、私の方の調べではない。

○小谷万次郎君 若し足りない時に何ういふことになりませうか、今年大阪でも足りなくて一貫目十七錢で賣つて居つた。

○行政委員(田村俊次君)
足りなければ機械を増設しやうといふ計畫がある。

○小谷万次郎君 大阪ではストックも足りなかつた、二十錢に値を上げて五十五貫の所は四十貫四十貫の所は三十貫といふ數に減しまして、其の間非常に困つた、其處で會社の方では非常に儲かつたといふことになつて居ります、さういふ場合に全然不足して足りないといふ場合は誠に市民は困るだらうと思ひます。

○行政委員(田村俊次君)
租界内の需要量を随分詳しく経験のある人に聞いて調べたのですが、今の此の設計で場合に依つたら外國租界に賣る分を賣らないで租界内に供給するならば四季を通じて、此方で割つた數並では配當に事缺かない積りなんです、外國租界に賣らなければ無論租界内は大丈夫です。

○小谷万次郎君 もう一つお伺ひするのですが、民間の米は三十噸といふお話でありましたが三十噸となつて居る、民間の方は百斤が二五五十二噸になり、人造米は十噸三三三噸にしまして七噸八十四噸になる。

○行政委員(田村俊次君)

(62)

百三十噸の天然米は運搬途中で二割位溶けます。

○小谷万次郎君 百斤を八仙で買ふとしますと、噸に直しますと一噸三十四噸四厘です、非常に人造米と之とは値段に差があるのです、餘程負けて貰はなければ市民の爲ですから、市民が直接高いものを買はなければならぬことになるのですから。

○行政委員(田村俊次君)
御尤もです、私が今説明したのは家庭の比較です、家庭で二十磅づゝなり一箇月に入る譯です、飲食店では多量の氷を使ひます、之に對して三仙五厘の率では計算のしやうに依つて負擔が重くなりますから會社と特約して一年何磅づゝお前の方で取りに來いと謂へば苦痛のないやうに會社は特別の減價をする筈になつて居ります、どの位減價するかといふことは向ふと相談しても宜いと思ひます、無論割引しなければ無理だと思つて居ります、無論安くする積りで居ります。

○小谷万次郎君 百斤に三斤では非常に差が出来ると思ひますから家庭には出来るだけ安く願ひ度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君) 承知致しました。

○森川照太郎君 ぼんやり考へて居つたのですが、公益上の事由に依つて特別の料金を定めるに異存なかつたのでありますが行政委員会に委すといふことは一寸も考へて居なかつたのであります、民會が極めれば無論變へ得る話ですけれども、「行政委員會は」といふのを私は特別の料金を定め得ることのやうに運断して居つたのですが、先刻氣が付いたのですが、民會が之を定めるといふことに改正したいと思ひます、行政委員会にお委せしないで民會に諮られることが至當だと思ひます、修正動議を出します。

(63)

○議長(吉田房次郎君)
森川君から修正動議がなされましたが。

○森川照太郎君 「但し公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ民會ハ特別ノ料金を定ムルコトヲ得」

○議長(吉田房次郎君) 賛成ですか。

○議長(吉田房次郎君) 賛成者無し
(清水幸三郎君、修正の必要なし)

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは三讀會に移しまして此の案に對しての可否をきめます。

○議長(吉田房次郎君) 賛成者多數

○議長(吉田房次郎君) 多數を以て可決確定と致します。(拍手)

○行政委員會長(上野 壽君)
最前一寸申上げたのですが、契約案をお委せ願ひ度いと申して居りましたが、お委せが願へれば斯ういふことを決議願つて置き度いのです、「天津製氷株式會社電力供給ニ對スル契約ノ締結ヲ行政委員會ニ一任ス」之は強いて申上げるのでありませんがお委せ願へれば只今申上げたことを

(64)

ば決議案に一項を加へて頂き度いと思ひます、もう一遍讀みます、「天津製氷株式會社電力供給ニ對スル契約ノ締結ヲ行政委員會ニ一任ス」之は議案にありませんので此の議案を序々決議願つて置き度いと思ひます、強いて申上げる譯ではありません。

○小倉章太郎君 今上野會長から動議がありましたが此の議案其のものをよく御解釋になれば結構と思ひますが、今民會で可決確定致しました範圍内に於ては電力を割引して其の契約をなさるといふことは行政委員會の御權限に屬するやうに私は信じて居ります、従つて此の案が可決確定した以上は自由に御契約なすつて差支ないものと私は思ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)
夫れは御相談しなくてはならぬことになつて居ります、夫れで特別にお委せ願るか何うか、不可んと仰有れば夫れのことでも又次の機會に出します。

○森川照太郎君 二つの疑問がありますが、夫れを議案と致しますと、今日突然其の議案を出して夫れを決議して差支ありませんか、前に出してない議案を直ちに議案として決議することが出来ましたか。

○行政委員會長(上野 壽君)
夫れは全然違つたことでなく、之に附帯したことですから序々差支なからうと思つて居ります。

○森川照太郎君 夫れならば夫れで宜しうございます、夫れから今小倉君の言つたやうに尠大な權利を行政委員会に與へたやうに私も其の感があるのです、料金は成程之に依つて行政委員會で下

○森川照太郎 何方でも宜いと思ひますが充分な援助監督をする必要があるといふならば株式三分の一といふことでは出来ないと思ひます、夫れから民団財政の都合で三分の一以上は持てないやうに只今お話があつたやうに思ひますが、夫れであれば充分な監督は出来ないと云へる所です。

○砂田 實君 民団財政は三分の一以上持てないといふのでありません、之は私の想像なものであります、夫れであつたら此の時機を逸せず割に早く實現し得ることではないかと思ひます、天然水が不潔非衛生であるといふことに就きましては故て田村東亞醫院長の説明に依つて初めて知るんであります、従つて人造水が欲しいといふ觀念は誰しも持つて居るのであります、けれども成るべく優良な水を配給をして貰ふといふことは誠に衛生的の方面から見れば感服に堪へないものでありますけれども、一方高いものが吾々の家庭に入つて来るといふことになり、經濟的の方面から矢張り一種の壓迫感があるのであります、殊に今回の如く總領事館より天然水の使用を禁止するといふ一つの狀態に於て、此の會社が出来た時に於きましては何うしても其の水を頂かなければならぬことになり、吾々居留民の此の時機に於ける希望を率直に申し上げたならば結構であるけれども高いものである、是非安んずる人造水を配給して頂きたいといふのが吾々の衷心から希望して居る所であり、今日開會の傍頭に於ける總領事の御訓示の中に其の意味は十分に伺ふことが出来るのであります、然らば如何にしたら確實に安んずる人造水が吾々の手に得られるか、又實際に日本租界に必要なる水の需要に對して満足に供給出来るか、といふことに關しましては實に重大な問題であり、殊に日本租界内には吾々同胞許りでなく多數

(69)

(70)

の支那人が居住して居ります、之に對することも考へなければなりません、又現在天津列國境の中にあるので、一度命令が出た以上は之に服従しなければならぬ、併し乍ら其の配給する水が資金の足りない爲に確實に安んずる水を十分に租界全体に供給することが一度出来なかつたならば、さういふ不肖事は無論ありません、さういふ時に吾々は一部の株式を買つたから構はないと云つて黙視し、冷視して居ることが出来ませうか、實に此の點に於て深甚の考慮と多大な注意を拂はなければならぬといふことを私は切に痛感するのでございませう、然らば勿論夫れに對しては甚だ失禮ですけれども發起人各位が赤誠をこめて計畫に計畫を重ね、考慮に考慮を重ねられたものと思ひますが、何しろ初めての御事業であり、素人の方でありますから其の計畫の中に或は誤解とか杜撰な點があるとも考へられるし、又承ればお急ぎになられる必要があつた爲に私共は總ての説明を其のまゝ安心して受取ることが出来ないので、併し乍ら此の時機に臨んで何うしても之を完全なものにして安全な人造水の安んずるもの及び一般租界民に十分な供給をして貰ひ度い、之を如實に實現せしめる方法としては即ち民団が株式を持つてさうして充分に援助監督をして頂かなければならない、即ち計畫及經營に参加して頂き度いといふことなるのであります、民団が此の新しく起る製水會社に對して株式を持つたらば其の計畫及經營に参加することが出来ると思ふ理由を一二申上げますれば、現に民団は公益上の立場から天然水の配給を營んで居ります、勿論相當の料金を取つて配給をやつて居りますが、夫れから天然水の配給を營んで居りますして居留民の生活の爲に公益上の見地から配給を致して居ります、之が一つ、私が承り且又承知致しまする所に依りますと、民団に於ては既に數年前から天然水といふものが不衛生であり、危険であり實に遺憾である、願くは民団の手に依つて人造水を拵へて、さうして之を租界全体に配

給したいといふことで數回研究をして、計畫を立てて既に實行案迄も立てんとした時に不幸にして財政上の都合から今日迄延期して居つたといふ事實も知つて居ります、此の點二つ。

○清水三郎君 私は提案者の砂田さんに一應伺ひ度いのですが、只今小倉君のお話もあり、又砂田さんからもよく承りましたので、此處に三分の一「以下」としてあるのを「以上」と訂正される意思が有りますか。

○砂田 實君 其の點は皆さんの御意見に依つて、私自身としては差支ないと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君) 私は會長として此の建議案に對して當民団の財政が如何なる狀態にあるかといふことを極くあらかた申上げ度いと思ひます、之は建議案に對する賛否を御決定になる上に大體御参考になると思

(71)

(72)

ひますから申上げるのでございませう、最近小倉君から拾五萬弗の實行豫算の節約が出来たといふことに付てお話が有りましたが、成程収入の方に於て増し、支出に於て物價の變動であるとか節約等よりして合計拾五萬弗程の節約が出来たといふことは、之は勿論豫算は即ち豫算であつて、やつて見なければ確實には解りませんが、其の見當は餘り得ることと思つて居ります、之を餘すことになつたのは勿論冗費は省かなければならぬと申しますが、來年度に於て吾々は非常な臨時支出をしなければならぬ羽目になつて居ります、何であるかと申しますと、未だ議員諸君に申上げてありませんでしたが、先日外務省から民団の團債に對する負擔は甚だ輕からん、將來の財政に於て甚だ心配に堪へないことがあるから來年から必ず減債基金を六萬弗づつ、つくるやうにして貰ひ度いといふ御書面が参つて居ります、申す迄もなく民団當局に於ても昭和七、八、九年の三年の如きは非常な金額に上りますので、何等かの方法を講じなければならぬといふことは覺悟して居ります、其の爲に一つは此の實行豫算の如きも大いにつづめて來たのであります、夫れが既に六萬弗ございませう、夫れから女學校の校舎が狹隘をつけるのです、明年新入生が還入りますとどうしても増築しなければならぬ場合になつて居ります、夫れから小學校の方も同じく教室が足りない、夫れから運動場が狭くなりまして今の雨天体操場を取こわして擴げなければならぬといふことになつて居ります、之に就ても色々考へて居りますが、未だ確定的に何處にどれだけのものを立てるといふきまつた案は出来ませんけれども、未だ六萬弗掛ります、若し十分にすれば夫以上掛りますが、少くとも六萬弗位に見えなければならぬことになつて居ります、夫れから第三には陸軍の山口街にある倉庫、夫れから開口の矢張り山口街に沿ふた土地を陸軍が占領して宿舎にしてありますが、此の二つに對して矢張り五萬弗程要りますが、此

の半額程は實行豫算の中にあるので、三萬弗程は此の外に必要があるので、之は陸軍と永らくの交渉で遠からず解決する積りでありますから、本年はどうしても陸軍費を他に移し山口街の道路を修築することがどうしても必要になつて来ます、夫れから此の頃の新聞に一寸出て居つたやうに思ひますが、御承知の如く河の狀態が今日非常に改善致しまして、十一日の税關長の報告に依ると十三日迄には通航が出来るといふことになつて居ります、既に既に従來の如く幾等も續々として入港して居ることは御承知の通りであり、斯ういふ情勢を鑑みまして先般米民團に於きましては總領事閣下も煩はし、又民間直接に海河工程局にも参り税關長にも御ひましまして港城擴張を至急にやつて貰ひ度い、夫れから細船場をば設けて貰ひ度い、夫れから泥砂の日本租界にあるものを是非浚へて貰ひ度いと度々請求致しまして、一の方も非常な好意を以て着々と進行して居りますから、遠からず港城も擴張致しますし、廻船場も今年内といふことを此方から申して居りますが、本年内になるか、來春になるか解りませんが、遠からず出来る見込であります、さうすると山口街の東に當る山口街の碼頭が今日無いのであります、之はさうして山口街、大和街碼頭に沿ふて通り度いのであります、山口街を貫通させなければ非常な不便を來すのであります、さうするとあの土地を賣上げるのに四百九十九にがし、ざつと五百坪買上げなければなりません、夫れは沿ふ道路を掃へますと百八十三間程ソリテ道路を掃へなければなりません、今日迄の計算に依ると三萬三千弗掛ります、夫れから税關の出張所であるとか、埠頭事務所であるとかいふ建物も百坪位建てなければなりませんので彼等は五萬弗の金が要るのであります、之は臨時支出であります、既に今日迄解つて居るのが、此の四口で二十五萬弗あります、斯ういふ事情でありますから成るべく民間は本年から節約して來年の剩餘金を餘計残してさうして斯ういふやうな事業を遂行したいといふ考で一生涯命になつて居る際でございます。

是れは民間で今日解つて居る極くざつとした話でございますが、御承知の如く最前も申しましたやうに外務省に對して度々民間の困難な事情も話して五十萬弗の團債の支拂も五六年延期願ひ度い、利子は其の間免除して頂き度い、東亞興業の團債も七、八、九の三年延ばして貰ひ度いと云つて宜いのみならず非常な願ひして居る際でございます、民間の財政として全く餘裕がないと云つて宜いのみならず非常な願ひして居る際でございます、斯かる際には最前のお話の三分の一と申しましても約七萬弗或は夫れ以上十萬弗になるか幾等になるか知れませんが、折角斯ういふことを忠實にやらうと思ひます、之は何も行政委員に相談した譯ではありませんが、當局者としては輕く此の株券を持つといふことは今晚初建議案を拜見しておいそれと賛成出来ないやうな狀態にあるのは甚だ遺憾に思ふのであります、一寸夫れだけ申上げて置きます。

○植前 香君 建議案に關連して行政委員會にお尋ね致します、行政委員會で解りにならないければ發起人の方から御回答願ひたい、聞く所に依りますと、機械及建築を註文したとしないとか話を聞いて居りますが、夫れが事實であるかどうか、若ししたとすれば註文の金額は目録見書に出て居るものと略近いものであると見て差支ないか、若し許されるならば直接其の交渉の任に當つたお方の氏名及註文先、夫れだけを御回答願ひます。

○行政委員 (勝田重直君)

之は行政委員としてのお答でなく發起人勝田の説明としてお尋ね願ひ度いのであります、只今植前君の御質問の通り目録見書にありませんが、勿論冷蔵庫の方の機械も含んで居ります。

○鹽谷信治君 先程小會議員からのお話に依りまして民間が此の製氷會社の株を持つ所以は成るべく安く水を需要者に供給したいといふのが御趣意のやうでありましたが之は建議案にありません通り三分の一の株を民間が持つと致しまして三仙五厘より安くする、私は夫れ程安く出来なないかも知れませんが、しませれば現在の自然米よりも三仙五厘より安くする、約二倍半の高低米を供給され、其の需要者は即ち居留民、さうして其の居留民の現情は何うであるかといふに、例の三十萬弗の金を借りなければならぬやうな現状であります、其の居留民の中には現在日本で政府政言論機關でモットーのやうに云はれる日支親善、其の親善にしなければならぬ中華國民の居留民もあるものであります、さうして勿論諸君が其の通有性として吾々日本人から見れば吾々ではないかと思はれる程物質的に輕減を計つて居る國民である、此の支那人に對して現在の米より二倍半高いものを使はせなければならぬ、親善にしなければならぬ、吾々は餘程考へて見なければならぬ問題であると思ひます、さういふ際に此の建議案にも此の會社は營利會社の見込であります、二千、三千、四千の株を持ち、さうして居留民から得た利益を其の二千、三千、四千の株に對する配當として民間が取るといふことは之も重大なる問題として考へて見なければならぬと思ひます、又或一面に此の製氷會社に關係なく何れの會社であらうとも會社の株を民間が持つといふことは現在の議案に關係なく別途の議題とすべきものでないかと思ひます、尙一面に於て折角生れんとして居る會社の發起人諸君に對して民間といふ

パツクを持つて株数の三分の一以上も民間のものに取るといふことは如何であらうか、斯かる點を考慮しますと容易に賛意を表することが出来ないうやうに思ひます。

○植前 香君 先程のお答がよく解りませんが、建物も全部遣入つて居る譯でございますね、註文の金額は目録見書にあるものと同じと見て差支ありませんか。

○行政委員 (勝田重直君)

其の通りであります、差支ありません。

○行政委員 (白井忠三君)

私は此の民間の勢頭に從來監督官から伺つたことのない民間行政に關する御注意を聴きました、殊に過日米世に色々の噂のあることも耳に致しました、此の際此の建議案に對して斯くの如き議論を致しますと、一層斯かる風説なり又先刻總領事官が燃められたる黨派的觀念といふ風な問題に層一層の誤解を招くこと考へまして先刻來質問や意見の發表を差控へて居りましたが、十年民間行政に携つた私として今日出た建議案程意味の解し難い建議案はないと私は申すのであります、何故かと申しますと、此の建議案の理由の一つは此の事業が誠に社會的によい事業である、此の監督權の行使を民間に充分にしなければならぬが故であるといふことを第一に挙げられたのであります、先づ監督が必要であるといふことに對しては何人も異議はないのであります、併し乍ら監督の行使を三分の一の株主になつて、といふことを考へられる人が、先刻來議論されたる民間が特に電力を安く供給してやるといふ特典を附與して、此の特典を一方へ與へるが故に必らず監督するぞといふことに何故お考付きにならない、監督といふ利害を同じくする株主に對して監督するよりも、其の會社を監督するといふ立場に居つてこそ充分な監督が出来る筈でござ

第二の理由として挙げられることは補助であります、補助といふ言葉は此の仕事の助成する意味

ふことに不平を起すだらう、斯ういふこと考へると國營にしてはならぬといふ意味でないかと思ひますが、其の意味であるならば株主になることは悪いと云はなければならぬ、國營にするのはいかぬが株主となるのは宜いといふ議論は立たん、之は私の想像が臆測に過ぎないかも知れません、若し建議者にして私の意見に對して異議があるといふならばもう一度御説明願ひ度いと思ひます、之を又全然變つた立場から單に民團議員の一人又は數人が此の事業を非常に結構だとも決して悪いといふ考を持ちませんが、夫れだから民團は三分の一の株を持つてといふ提案をなさる方々に此の會社の計畫其のものに就て充分な御研究がしてありますかと、いふことを反問致し度い、會社の計畫其のものに、先刻誰方からかお話がありました、若し極めて社説な點があるといふものであつたとしたならば、さういふ會社の株主に民團がなれといふ議論は甚だ居留民に對して不忠實な議論であると思ひます、會社の仕事がいかに云つて會社の計畫の内幕を調べて予して無二株主になれといふ、此の又反面には會社が出来上らぬから民團が手傳つて拵へるのでないかといふ意味が多分に含まれて居ると思ひます、然りとすれば斯くの如き僅か五千の居留民が其々自治を行つて居る所に色々に形を變へたり、色々策動して斯くの如き建議案の形でははれて来た、之は發起者諸君から卒直に請願の意味の建議案が出て来たならばと思ひます、私の見方が獨斷的であるかと思ひますが、若し發起者たる藤田君なり田村君なり、會社として斯くの如き助力を必要とするか否か、といふことを明らかにして頂きたいと思ひます、助力といふことは資金關係に於て、金が足りないといふのでないか、民團が入つて呉れると此の事業を助けるに都合が宜い、といふことありませう、さうでない、集り難いから民團を持つて貰

(78)

(77)

ひたいといふ理由もありませう、其の他色々な理由がありませう、其の理由を卒直にお話願ひ度と思ひます、提案者の砂田君の御説明を聴きまして、小倉君の後からお述べになつた議論の中に甚だ矛盾があると思ひまして此の點、此の建議案に對する本當の理由を今一應卒直に伺ひ度いと思ひます。

○砂田 實君 只今白井君から色々御説を承りましたが、恰も建議案が發起者の方と吾々が共謀してやつたやうなお言葉に取られたので一提案者として甚だ不満足であるといふことを申し上げます、今迄お尋ねになつたことに對して色々此處で申し上げることを避けますが、結局「總株數三分の一以内シ其ノ決定及手續等ニ就テハ之レヲ行政委員會ニ一任スルコト」といふことを附加してありますのは要するに行政委員會に於て白井君の御意見もありません、皆さんが持つ必要ないといふことになれば持たないでも宜い、少くとも吾々提出者の趣意は之は社會の爲であるといふことに對して特に此の條項を尊重して居ります、此の點を特に申し上げて置きます。

○小倉章安君 只今の賛成の意見の中に頗る矛盾があるといふので白井君から御叱咤を頂きましたが併し、其の答の前に當つて私の希望が那邊から出て居るかといふことを、實は先刻申しましたけれども内辯にして或はお聴取難かつたかも知れませんので私の本當の出発點をもう一應白井君の御説明を得たいと思ひます、私は只今砂田議員と同じやうな立場に於て決して發起人諸君から何うか斯ういふことをして呉れといふことを願はれたことのないことを斷言致します、私は先日此の會社に對する世論及進行の状態を見ますのに甚だ發起人諸君に對しては失禮であるかも知れませんが、此の決定は民團が國營にして遂やうかと御計畫になつて居る公益に關する重大な事業が或は一般經濟界の不況其の他の理由に依つて若しも其の設立に非常なる支障があ

(80)

(79)

る或は無理に進んで若し結果が却て租界の爲に悪い結果になりはしないかといふことを甚だ潜越ではありましたが、考へ度いこと及確實に日本租界全般に供給し得る爲にはせざるも周囲の環境とか民團が力を盡して、敢て補助を強ひるのでありません、即ち民團の財産の損失をさせないといふ意味でなく、則ち一方から考へましたならば或場合に其の仕事が非常に公益に關係のある有益のものならば國營でも宜い、若しくは財政が許すならば助成しても宜いといふ自治公共團體の立場から此の事業に資金を投じてさうして其の設立を健全ならしめ、さうして充分に目的を達せしめたい、といふ趣旨の下に私は砂田議員の提出した建議案に對して賛成を申し上げたのであります、決して發起人から依頼された一種の手先になつてやつたやうにお取り下さつたやうなお言葉がありました、之は餘りに白井君は私を侮蔑せられたので、立論其他に就ては私にとりて不届でありますけれども私の衷心の意思は其處にあるのであります、夫れから色々お尋ねになりました條件の中に國際關係の状況に於て行ふといふやうな意味は實は餘り多く申上げなくてもお解りだらうと思つて避けたのであります、其の點白井氏のお考と違ひますので、今日の支那を中心とした國際の状況が之迄新年来進展致して居りますので成るべくならば此の事業の性質から云つたら國營にしたいのだけれども此の環境に於ては寧ろ成るべく多く民團に本體を置いた方が將來の準備にもなりはしないかといふ意味に於て賛成して居つたのであります、従つて此の事業を徹底的に申しましたならば國營にしても宜い性質のものであります所を財政等の状況に於て寧ろ之は民間に於て熱心にするものがあるならば之と手を携へて此の事業をやることは矛盾なく不都合でもないと思つて賛成して居る譯であります。

(82)

(81)

○山田榮治君 私も此の建議案に對する賛成者の一人と致しまして白井君に申上げて置き度いと思ひます、今小倉君から云はれた通り又提案者の藤田氏から申されました通り吾々は此の天津製氷株式會社の發起人として何等の關係を持つて居ないので私が頼まれたものでなければ又其の手先になつて之に賛成したものでありません、其の事は茲に聲明致します、只色々先程からの御議論を拜聴致して居りますと、天然氷を現在のまゝに運給して差支ない状態に於て尙且人造氷を拵へる會社を設立されるかのやうな議論をされて居るやうに承りますので、之は監督官廳の方の權限でありませうけれども、近く天然氷の使用を禁止するといふ命令を出しなされることを前提として此の會社が生れて居るものと思ひます、若し天然氷を禁止せられたら何れのものか之に代るべきものを拵へなければならぬのであります、若し現在に於て發起人諸君に於て此の御計畫がありませぬ場合は天然氷が禁止されたからと云つて黙つて居る譯に行かぬだらうと思ひます、其の意味に於て此の會社に對しては民間は少くも多少の犠牲を拂つても其の會社を成立させなければならぬのであります、尙此の製氷會社の製氷に就ては先程からお話もありました通り民間に於ても會社の御計畫があつたといふ事實もあり、其の事業が悪いことではないといふことは明らかであらうと思ひます、只私之を監督することは誠に結構なことと思ひますけれども、財政の都合なんかを考へまして三分の一位の程度に於て民間が株を所有し此の會社を成立せしめることが誠に結構なことであると信じて、此の建議案に賛成したのであります、白井議員の仰有るのには保証契約を以てすれば何れも株を持たないでも監督は充分出来るといふ御説でありましたが、或程度の監督は出来るかも知れませんが、業務執行に就ては株式を所有しないものは監督権が無いだらうと思ひます、一般居留民に成るべく安んずる水を使ふやうにするに就ては民間自体が其の株主となつて業務の執行に一々關與するのでなければ只監督の立場に於て表面上の監督だけをして居るのでは其の目的を達することは出来ぬだらうと思ひます、其の意味に於て私は民間が株を所有するといふことは最も便宜に感したと、信するものであります、尙先程此の字句に付て援助とか監督とかいふことを御質問になつて居りましたやうであります、之は只建議案の形式として斯ういふ文字をつけただけでありまして、目的は民間が株を所有するといふことの決議を願ふといふことが建議案の趣旨でありますから援助といふやうなことに就てさう重大視されることはないと考へます。

○行政委員(藤田龍郎君) 此の建議案に就て賛否の議論が大分ありますが、最早議論が盡きたと思ひますが、私は行政委員の一人として此の製氷會社の成立に對して非常な心配をしました、實は昨日藤田君と野野村君を訪問して自分の意見を述べ意見を交換しましたが、行政委員の立場として此のまゝ放任して宜いかどうか、といふことは或は株を持つて監督したら何うかといふ建議案の趣旨と同様の意見を會長迄述べましたが、幸に茲に建議案が出ましたのを見まして私は賛成者の一人でございます、先程會長は此の建議案が通過した後に於て五六萬の株を持つては財政上困難であるからといふやうな風に申されましたが、私は行政委員の一人として來年度の豫算に於て五六萬の株を持つて豫算の編成が不能になることはないといふ確信を持つて居りますから皆さん御安心下さい、私は行政委員の一人でございますが、行政委員は賛否に入りたくないと思ひましたから黙つて居りましたが、白井委員の反對議論もありましたから私は一言賛成意見を述べて置きます。

○行政委員(白井忠三君)

(84)

(83)

○白井委員(藤田重直君) 會社發起人の方からは別段お答はありませんか。

○白井委員(藤田重直君) 白井委員のお尋ねは、發起人として私共が此の會社を成立せしめやうとして居る時に當つて民間で株を持つことは發起人として何ういふ意見を持つて居るかといふお尋ねのやうに承りましたが、元々吾々は此の建議案其のものに對して敬意こそ擧げて居るに決して不満足には考へて居らないのであります、併し乍ら建議案を吾々が恰も動議を出したやうなお口ぶりでありましたけれども大體迷惑至極な話で、之は名前を許されるならば言つても差支ありませんが、議員中に斯ういふ意見を持つて居られる方がありました、應面なく此處で申上げますから感情に障つたらお許し願ひます、天然氷は不日禁止されるものである、さうしたならば市中に何か之に代るべき比較的安價な水をどうしても居留民は得なければならぬ、さういふ場合に際して行政委員諸君は、何故黙つて居るんです、君達許り奔走して他の行政委員が恰も指口令をはめられたやうに沈黙して居るは何ういふ譯だ、甚だ怪しからぬのであります、併し夫れは發起人の一人としての私達から考へますれば、成程と考へざるを得ないのであります、私共行政委員といふ立場から考へますれば、先程會長からも幾々財政的の説明がありました如く行政委員は其の心持にはなつて居りますが、夫れを受諾するだけの難量がありまして結局財政に行きつれば其の策は遂にならぬのであります、それから、到底事實としては行政委員全体の問題としては輕々に取扱ふことは出来ぬ、殊に團體といふやうなことに對して今此處で實施しやうとしても或は出来ぬ相談でないかといふ歸結に陥るのでありますから左程此の問題に對して他の行政委員諸君が關與なさらずとも爲さらないだけの根據があつて爲さらないに過ぎないのだから、と私から辯解を與へて置きました、夫れは餘談に屬するやうですが、結局何等か天然氷に代る人造氷の品質検査等を内地では受けて氷の販賣をして居るのださうでございますが、夫れに匹敵する氷を得なければならぬといふ現状に最早近き將來に於て立てなければならぬ時に吾々としては何うしても何等かの形に於て社の組立が何ういふ方法に依るか其の方法は第二として茲に共同の利益になるやうな施設を立てなくてはならないといふ觀念には誰しもならぬではないかと思ひます、夫れで反面組合の仕事は營利的にならなくては成立は遂げられない、其の點に或種のデレンマを感じますが、相當の利益を見つゝ公衆の爲に努力して行く精神を確立したならば茲に建議案となつて表はれて來る、其の形式は自然の歸結に赴いたものと自分達は少くも感佩して居る次第であります、發起人として茲に白井氏の説に對してお答をした次第でございます。

○行政委員(白井忠三君) 藤田君にお答する最後の結論を申上げますが、團體にする程必要な仕事である、併し、民間の財政に鑑みて提案しなければならぬ、之は御尤もであると思ひます、之は傍觀の一民會議員が詰問した如くに館令が出るのに行政委員は放つて置いてはいけないかといふ立前から貴下方が發起下さつたことも感謝致します、十人の行政委員で何故に僅かに三人しか御相談にならぬのですか、私は御承知の通り貧乏でありますから株を持つ資格はございませんが、會長上野氏すらも會社を造るといふ御相談を今日迄受けて居られぬといふことを聞いて居ります、其他數人の行政委員が一向御相談を受けて居られぬのであります、私は永く留守して居りましたから其の機會がなくて、そんな會社が出来ぬから電氣を安く賣つて買はなければならぬ、君にも相談したいといふお話だけ聞いて居ります、私は其の時合理的に電氣の原價を算出することが必

(85)

要だらうと思ふ、電力の原価が極まらないで計畫を進めるのは可笑しいでないかといふことをお話し上げた等です、此の點に於てお話しの中に決して故意になすつたといふのでありませんが少し筋の通らない點があるのではないかと斯う申し度いのです、先刻米小倉君より山田君のお説に對して簡単に申し上げますが、賢明なる御両君が、監督といふことを必要とし、此の仕事の助成することを必要と考へられることは甚だ營利の伴つて居る、營利を目的とするの意見ですが、業務を實際に於て監督するのは業績を擧げて行く爲に必要なることである、業績を擧げて行くに取締役になつて、會社が儲けて行くやうにするには株主になることは固よりであります、之を民會が決議をして民團の儲かる仕事だから、分前が多いとは考へてないと思ひます、然らば仕事を監督して暴利を貪つたりもつと安く出来るものを安くしなかつたりすることのないやうに監督したいといふのと、株主となつて利害を主とするのと利害外に立つて監督をするのでは矛盾があらりますから、此の事業を團營にしなければならぬ程社會的、公共的性質のある仕事であるか、社會的に事業を監督するの結構であります、然らば何ういふ事か、結局會社が成り立たぬといふことは私には何うしても承知出来ません、然らば何ういふ事か、結局會社が成り立たぬといふから助けやう、會社が成り立つやうにしてやうといふことに主眼があるならば發起人に御相談なさる、折角發起人が會社の利益を團營して居ることでありまして此の仕事に御紹介になるのではないと思ひます、民團の爲に安い水を供給させるといふ立前からの仕事を放つて置かれるのではないと思ひます、何等か方法を請じなければならぬ、といふことなら監督の方法はいくらもあるし、株主にないかなければならぬといふ譯はない、會社を拵へなければならぬが只あの人達に委せて置いてはいけないから、株を持つて拵へ上げやうでないかといふことなら解りますが、其の他に私はどう

(86)

しても承知出来ません。
○山田榮治君 只今山田君より株を持つたなくとも大に監督をすれば宜いではないかと繰返しての御説であります、只不都合なことをいふやうに監督するだけならば夫れは電力を減價供給する保証契約の下に或程度の監督は勿論出来得るであらうと思ひます、併し乍ら建議案に賛成致しました目的はそんな簡単なものでなくして先程申し上げましたやうに製氷會社は天然水を禁止されるといふことを前提として拵へなければならぬのだから此の會社が出来たものであると若々々は解釋して居るのであります、從つて勿論此の會社の成立を援助する意味に於て民團が株を持つといふことも一つの目的であります尙進んで成立後は民團が直接重役の一人ともなり日々々の業務執行に就て悉く民團が發言権を持つことと出来るやうにしてやり度いと思ふのであります、只此の參考書にもありますやうに一年一度や二度の決算書を貸借対照表、營業報告を見せさせて貰つて夫れで安心して居る譯に行かないのであります、といふのは居留民全般に成るべく天然水と變らない程度に安い値段を以て人進水を供給したいといふ意味に於て直接營業に民團が携らうといふのが目的であります、尙巷間色々此の會社の設立に就きまして疑念の眼を以て見て居られるやうでありますので、茲に民團が株主の一員となつて此の會社を設立することに成れば、自然現在の發起人の方々が野心の爲に拵へて居るものでないといふことも一般日本人にはよく解つて居るでありますが、支那人の方に色々策士が煽動して之が設立を妨害しつゝあることも事實か何うか解りませんが、聞いて居るのであります、さういふ人にも民團が直接此の主体になりますれば安心することも出来、此の會社の設立に効果があるものと考へます、尙發起人に相談もせずにはやめおせつといふお説であります、現に只今發起人藤田氏から、之に對しては敬意を以

(87)

て迎へるといふ御説もありまして、一向御迷惑にならないやうに考へますので、切に私は本案に皆御賛成らんことを願する次第であります。
○森川照太郎君 只今山田君の御説の中に策士が支那人側に妨害策動をして居るといふ説があるとの説でありましたが、支那人に此の會社の株を持たせるのですか、どうか何ひ度いと思ひます、又私は發起人でありませんから持たせる持たせぬは勿論知りませんが、勿論之は公認されるものと思ひますから、公認される以上は支那人であらうと日本人であらうと株を持つて差支ないと思ひます、私の聞く所では支那人に株を持たせうといふのならば民團は株主になることは面白くないと思ひます、民團等を株主にしたら、利益の配當をよくしなくならぬであらうと變うるが故に民團が株主になつたら支那人は必らず此の株を持たなくなるのが眞相だ、さうですから右の如き御説があつたら夫れは間違だらうと思ひます、尙此の建議案の中に「之レカ製造販賣ヲ一營利會社ニ特權的に委ヌル時ハ漸次其ノ目的ヨリ遠サカルト明ナリ」さうすると天津製氷冷蔵株式會社は斯くの如き會社なるが故に本團の目的より遠ざかることは明かだときめられてあります、之は相當非道いことをおきめになつてしまつて斯ういふ建議案を出したものであります、其の建議案を出したに當り當局者が當局者に甚だしく侮辱を加へて居られはしないかと思ひます、私は行政委員會を傍聴して居りますが、其の時に説明を聞いて居りましたら公益の爲ならば損を忍んで迄やうと發起者の一人が説明されたのを聞いて居ります、夫れ迄しやうといふ會社が本團の目的より遠ざかること明かなりといふことは甚だ發起者を侮辱して居るやうに此の建議案の動機があると思ひます、甚だ當を得て居ないことではないかと思ひます、斯くの如き斷定が下せるかといふに私は下せないとと思ひます、何となれば動力量は二仙だといふことに極つて居ります、

(88)

代價は三仙五厘になつて居りますけれども、私が先刻申し上げましたやうに大に儲かるかも知れませんが、無制限に利益を取られるのがいけなから幾等迄負けてやつて一刻五分以上の利益があつたら相當の補償をさせるといふことにしたら宜いと思ひます、監督官に於ては夫れを既になさるといふこととあれば發起人の貴下方を疑つても此の建議案の提出者を疑つても監督官のさういふ嚴重な命令のある以上は出来ないことになつて居る、然らば營利會社だから本團の目的から遠ざかることが明かなるが故に監督しなければならぬといふ議論は成立立たないと思ひます、尙茲に「充分なる監督」といふことがありますが、三分の一の株を持つて何うして充分な監督が出来ませうか、三分の一の株を持つても夫れは監督出来ませうが三分の一の株主には三分の一しか監督出来ない、少くも二分の一持たなければ監督出来ないといふことは明かだらうと思ひます、後には充分なと云ふよりも充分な監督となることもあるだらうと思ひます、來年度は非常に苦しい、本年度も非常に苦しいといふことは本年度の豫算を作る時にも度々伺ひました、來年度には特に色々増して来る、先刻會長の述べられたやうに色々々の負擔が充てられて来るといふことであつたら三分の一の金さへ出ないといふ時に半分と貰つたら向かないことになりはしないか、さうして充分な監督をしようといふことは、若し營利會社の充分な監督をしようとするならば過半数の株を持つて居なければ出来ないとはいふことは申上げる迄も思ひます、すると、民團の財政は三分の一が苦しいなら二分の一は尙苦しいと思ひます、之迄しなければ出来ないとはいふのでなくして發起人からは會社の成立はせん／＼進行して居つて民團の援助がなければ此の會社が出来ないといふことは一言も私は伺はない、私は出来るものと認解して居る、然らば援助も必要ない、充分な監督といふ理由の下に不十分な監督をする必要はない、即ち會社の本團の期待に逆くこと

は出来ないといふことになつて居りますか。監督の必要はないと思ひます。故に株を持つことはしない方が宜いと思ひます。且先刻會長がお話になつたやうに民團の財政窮乏の餘り五十萬弗の元金を返さない、利子も引張つて居る、東亞興業の借も元利共延ばして貰ふといふ窮状を訴へて夫れのみならず低利資金を借りて来て若しくは本回議題になつたやうに三十萬圓の金を借りて来てやうといふ時に居留民團が此の會社に對して三分の一若しくは二分の一以上の株を持つたうと極めました時には私は外務省當局は何うお考になるだらう、錢がないからあつても與れ、斯うもして與れと云ひ乍ら七萬か十萬か知りませんが、そんな金を出し餘力があるといふならば或は利子を負けないといふやうなことをお考になるかも知れない、夫れだけの金の餘裕があるといふことで、株を持つといふことの影響を恐るべきものがあるだらうと思ひます。私が外務省當局ならば夫れを疑ひます。斯くの如き意味に於て此の提案者諸君が不純なことをなすつたとは思へませんが影響の重大なことを考へて只一見斯うする方が宜いといふ種理想だけで以て斯ういふことをおきめにならん方が宜いと思ひます。殊に今晚突如として之を提案されて、さうして數時間の討論を以て民團が株を持つといふことを決定するのは民團議員としては此の會社の營業の實質を充分に研究しなければ極め得られないものでないかと思ふ故に、建議案を出して其の後に民團をして其の會社の株を持つたことを極めるといふやうなことは甚だ民團議員は輕率なことをしなければならぬ結果に陥ることとなります。夫れは吾々が居留民から選ばれて民團の行政に參與する機能を自ら輕く見やるやうなことになるはしないか、若し民團が株を持つといふことにならば其の事業を民團自ら充分研究しなければならぬ、といふことの必要なことは申さなくても思ひますが、今日之を出して今日之を極めるといふことは神でない限り不可能でないかと思ひます。

○清水幸三郎君 只今森川君から色々御議論を承つた中に此の建議案に就て民團が三分の一の株主だつたら會社の監督は出来ない、といふ點からお叱言が出ましたけれども、森川君の言はれるやうに二分の一以上の株を持たなければ監督は出来ないといふならば、壓迫的に意見を主張する株主であつたら半分以上を持たなければいかぬかも知れませんが、民團が三分の一持つ以上は先づ天津製氷會社の大株主、又此の會社の設立發起人の意向を聞きましても成るべく一般に廣く株を募集して、縱令一株でも日本人各位支那人にも分けて持つといふ場合に民團が三分の一を占めて居つたならば充分會社の内容を監督出来るものと思ひます。又提案された趣旨に賛成者の一人であれば斯う緊要に迫つた必要な會社であるからには株を募集すること、とも一日も早くはやめなければならぬといふ必要もあるだらうし、一般居留民の衛生にも便宜な會社であるから株を持つといふ建議案に賛成するものであります。議論は色々ありませうが、もう時間も過ぎたやうでありますから議論を大概にして採決を求めて欲しいと思ひます。

○森川照太郎君 三分の一の株でも或程度の監督は出来ませう、充分な監督といふことになりまして大部分の株を持つて居なければ出来ないと思ひます。三分の一でも充分な監督が出来るよ清水君がお考になれば私と貴下と見解を異にするのであります。民團が株を持つて監督するのは尤ものやうであります。實際的に考へますと民團が株主になつても吾々民團議員がやる譯に行かない、行政委員全部がする譯に行かないことと思ひます。實際問題としてお考になつた時恐らく民團を代表する何人か之に加はるだけの話に過ぎないやうなことになるだらうと思ひます。其の時には幸ひに發起人に三人の行政委員が居られるのだし、之等の方が恐らく重役になられるも

のと思ひますから特に民團から誰か加はらなかつた所で本来の目的から遠ざかることはいふ思ひます。假りに三人が重役にならなかつた所で代表者の一人か二人が重役になるといふ位のことならば、さしたる監督の實績を擧げることが恐らく出来ないだらうと思ひます。本来の目的より遠ざかることは明かだと極められた此の會社の三分の一の株主が他に居たら充分な監督の出来ないことは明かだと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 先刻から色々御議論がありまして大抵論旨は盡きて居ると思ひます。之から何時迄やつても同じだらうと思ひますから何うか議決願ひ度いと思ひます。(同感)

○行政委員(遠山猛雄君) 私は今晚此の建議案を議題にしたことに就て及之を決議することに就て多少の疑問を持つて居ります。今晚の議題は、今晚は無論臨時民會であります。民團の決議に依りますと通常民團に於ける議案は少くも一週前以前に配布する、従つて其の問題を臨時に上程することは從來の慣例から見ましても豫て配布された議案以外の問題を臨時民會に於て議することは恐らく前例がないと思ひます。其處で之は今晚の議事日程第三「電氣供給規程中改正ノ件」の親類らしく見える議案でありますが、此の會社に對して民團が株を持つや否やといふことに付ては全然本問題と關係のない別個の性質である考へます。然らば更に左様に火急を要するものかと考へる時、會社其のものに既に自信を以てさうして進行中であるのでございませう。民團が之を持たなければならぬといふことが左様に必要であるか、會社其のものが今資金の募集に困つて居る、行詰つて居る、其處へ居留民の必要も迫つて居るといふやうなことがあるならば夫れは非常に火急なことであると認定されるが、即刻出して既決議して色々な方面を考慮しなければならぬ問題があるに拘らず之を決議に依つて實行機關に強ひられるといふことは餘り無謀でないかと思ひます。之を採擇すれば議長の手加減にも少し無理がないかと思ひます。只今のやうに議論が紛糾して、豫め豫備知識を持つて居る者が討論するのでなく何もないに討論するのは議長に此の責任があると思ひます。之を實行することは從來の慣例を無視し、民團の施行規則に於ける通常民團臨時會に對して此の法の精神に違反する考へます。

○議長(吉田房次郎君) 遠山さんにお答致します。臨時民會ではございませうけれども成程議案はさうでない、規則の改正である、實は製氷會社に對する議論が盛んに出て居る、實際は製氷會社に關聯したことで此の席に建議案が出たら之を議場にして差支ないと思ひます。之に對して斯ういふ建議案が出ましたとお手許に配布しました、此の議案を出したことに對して差支ないと考へます。

○行政委員(遠山猛雄君) 議長にお伺ひ致します。さうすると民團が此の建議案に對して三分の一とかの株主にならうといふことが火急に必要な場合であると議長はお認になつて之を。

○議長(吉田房次郎君) 私は之に對して不公平な取扱をするといふ考は毫頭ない、公平に取扱ひたい、であるから既に茲に建議者等は斯ういふことが最も必要だと信じられて居る、之は當に出来んとして居る、一方には館令が出んとして居る、といふ場合でありますれば、此の建議といふものが果して成立つた成り立たんか解らんが、併し此の問題其のものが一番至急を要するものであらうと思ひます。夫れ

で私は之を出したのであります、決して不公平な考は持ちません。

○行政委員(遠山猛雄君) 不公平とは申しませんが、自分として議論が重複したりするのは、要するに此の議員の中に此の問題を講ずるに民團財政を考へなければならぬ、其の時間を要する議題を何等豫備知識なしに講ずることが又斯ういふことになる、夫れで臨時民會といふ限られた機会に、若し議長が非常に必要だといふことならば。

○議長(吉田房次郎君) もう大分遅いのでございます、此の問題を何時迄論じて居つても同じだらうと思ひます、論旨は大概盡きて居るやうでございますが。

○榎前 香君 先程森川さんがもう少し研究したい御意見でありましたが、私も賛成であります、先程伺つて見ますと、機械の註文や建物の契約は終つたといふことになりまして、此の見込書に依りまして殆ど大丈夫です、殆ど支出すべきものを買つて居るのであります、未だ會社の成立もしない以前に於て發起人が十五萬の資本金と極めてしまつた會社に對して不安を持つ共だ發起人のやり方にあきれると同時に不安を感じます、此の意見に於て此の建議案は此の際直に決定を見ずに今少し研究して決議したら何うか、私は森川さんの意見に賛成の意見を述べざるのであります。

○榎田 實君 先程から大分御議論があるやうであります、相當の議論を出したのは私の考が足りなかつたのであります、之が却て民團の爲にも、會社の爲にも宜いだらうと考へた結果此の議案を出しました、が此の標主になつたら却て民團に有害であり又無効であるといふ議論も相當に

(94)

(93)

多いやうでございますので、私の出發點と反對の結果になつたやうにも思はれるのであります、何うも私の提案の趣旨と別はなないことになりまして、相當時刻も過うございまして、斯く紛糾を來すことを其のまゝ、通して賛否を決することは萬一の爲、餘り本意に思ひませんので私自身としては本案を撤回して宜しうございまして(拍手)尙附加へて置き度い事は提出の趣意は現在當に起らんとする米會社に對して民團として出来るだけの先程問題になりし提案其他に當て監督権を充分設定されて會社に對しては出来るだけの先程問題になりし提案其他に當てと仰有りましたが、今日の賛成者は何ういふことになりませうか賛成者は置いてきほりになつたやうで、私は貴下の御提案に對して事宜を得たものと思つて賛成したのであります、議長のお計ひで提出議員のなかつた場合は何うなりますか。

○議長(吉田房次郎君)

提出者たる本人の砂田さんから撤回するといふことになつて居ります、撤回する他ございません、若し賛成者で更に茲に案をお出しになるといふのなら別にお出しになる、之は撤回されて消滅致しました。(賛成)

清水さんに御相談申上げて置き度いと思ひます、復興資金を支那人に貸すかといふことの御質問があり、上野さんからお答がありました、此の問答は速記録から取消して置きたいのです、貸すか貸さんかといふことが問題になつて發表されては面白くないと思ひます、御承認下さい。

○清水寺三郎君 承知致しました。

○小倉章宏君 本日の議事日程第三「電氣供給規程中改正ノ件」に就きまして、會長から特に製氷

會社との契約の件を一任するといふ附帯決議をして呉れといふことが議了されず建議案に移つたやうに記憶して居ります、就きましては契約案を大体に於て電氣供給規程を改正して割引して宜いといふことになつたものを別の意味はありますけれども、更に夫れを行政委員の自由に出來ないといふことに就きまして、會長は何ういふ法規の準備で夫れを御主張になるのか私は寡聞にして氣がつきませんから將來の参考の爲に伺つて置き度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 今のを速記録から抜いてしまひます、皆さんも支那人に貸す貸さんといふ問題は除きませう。(賛成)(異議なし)

○行政委員長(上野 壽君) 現行法規附第九頁、第三十一條六項「歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト」斯ういふことは凡て居留民會の議決を経なければならぬことになりまして。

○小倉章宏君 電氣料の割引といふことが第六項に當てはまりませうか。

○行政委員長(上野 壽君) 之に對して五年間に亘つて一種の權利を拋棄することになるのですから、或は歳入出豫算以外のものですか、何れ機會がありますから其の時出します。

○議長(吉田房次郎君) 第四、會計検査委員一名補缺選舉。田中君が會計検査委員をされて居つたのですが、此の春行政委員に上任された爲缺員になつて居ります、一名です。

○岡本總領事 投票立會人と致しまして、山上君と小倉知正君にお願ひ致します。(此の間投票)

○議長(吉田房次郎君) 名刺の数が四十四、投票の数も四十四票で合致致しますから開票致します。(此の間開票、採點)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは投票の結果を御報告申し上げます。 二十七票 鍛冶 静 一郎君 十七票 長 瀬 安 平君

鍛冶君が御當選になりました。 誠に遅く迄甚だ御勉強でございました。 臨時民會は之で閉會致します。

十六日午前二時二十分閉會

(96)

(95)

昭和四年第二十四次居留民會臨時會附錄

【一】第一生命保險相互會社ヨリ團債起債ノ件

一、本民團ハ天津邦人實業復興資金トシテ金參拾萬圓也ヲ別紙契約書案ノ條項ニ依リ第一生命保險相互會社ヨリ借入ルコト

(別紙)

對第一生命保險相互會社社員貸借契約書案

天津居留民團ハ居留民會ノ決議及領事、外務大臣ノ許可ニ基キ第一生命保險相互會社ヨリ金參拾萬圓也ヲ天津邦人實業復興資金トシテ借入レタルニツキ契約ノ條項ヲ左ノ通り定ム

但シ天津居留民團ヲ甲トシ第一生命保險相互會社ヲ乙トス

第壹條 元金ハ借入ノ日ヨリ貳箇年間擱置キ以後參箇年間ニ左記ニヨリ分割償還ヲナスモノトス

但シ甲ノ都合ニヨリ隨時期限前償還ヲナスコトヲ妨ゲス

昭和七年拾月參拾壹日 金拾萬圓

(97)

(98)

昭和八年拾月參拾壹日 金拾萬圓

昭和九年拾月參拾壹日 金拾萬圓

利息ハ年七厘五厘ノ割合ニシテ毎半貳月末日及八月末日ノ兩度ニ各共ノ日迄ノ分ヲ支拂フモノトス

但シ最終ノ利息ハ元金ノ償還ト同時ニ支拂フモノトス

第參條 元金又ハ利息ノ支拂ヲ遲滞シタル場合ニ於テハ其ノ延滞期間金百圓ニツキ日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂フモノトス

第肆條 甲ハ本債務擔保ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル末尾表示ノ不動産ニ對シ第壹條地位ノ抵當權ヲ設定シタリ甲ハ本契約締結後遲滞ナク乙ト共ニ前項ニヨリ不動産抵當權設定ノ登記手續ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ登記手續トハ天津帝國專管居留地土地建物出規則ニヨリ權利設定ノ届出ヲ指稱ス

第五條 前條ノ抵當物件ニ對シテハ甲ハ乙ノ許諾ナクシテ之レヲ讓與シ又ハ處分シ若クハ其ノ他直接間接ニ抵當物件ノ價格ヲ減シ又ハ没スル虞アルコトヲ爲スコトヲ得ス

甲ガ期限ニ於テ元金ノ一部ヲ償還シタルトキ又ハ乙ノ認ムル相當ノ代擔保ヲ提供シタルトキハ本契約ニヨリ擔保ノ一部ヲ解除スルコトヲ得

第六條 甲ガ本借入金ノ用途ヲ誤リタルトキ又ハ本契約ニ違反シタルトキ若クハ抵當物件ノ所有權ヲ失フニ至リタル場合ニ於テハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務金ノ一時辨濟ヲナスコトヲ承認シタリ

第七條 甲ハ本契約ニヨリ債務ノ履行ヲ履行セサルトキハ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾シタリ

コノ場合ニ於テ乙ハ本件抵當權履行ノ前後ナルト同時ナルトヲ問ハズ甲ノ他ノ財産ニ對シテモ強制執行ヲナスコトヲ得ヘク且ツ抵當物件ヲ競賣スルニハ一括シテ競賣スルトハ乙ノ任意トス

第八條 元利金其他總テ金錢ノ支拂ハ乙ノ本社又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テナスヘシ

第九條 本契約ノ締結履行及抵當權履行ニ關スル一切ノ費用ハ甲ノ負擔トス

第十條 本契約ニヨリ生ズル權利義務ニ關シテ爭ラシキハ東京地方裁判所ヲ以テ之レガ管轄裁判所トス

【二】實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件

一、實業復興資金貸付方法ノ調査、研究及立案ハ之ヲ行政委員會ニ一任スルコト

【三】電氣供給規程中改正ノ件

電氣供給規程中左ノ通り改ム

一、第十六條第二種ニ左ノ但書ヲ附加ス

但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ行政委員會ハ特別ノ料金を定ムルコトヲ得

二、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本規程中改正ニ係ル部分ハ昭和四年十一月一日之ヲ施行ス

【四】天津製氷冷蔵株式會社株式所有ニ關スル建議案 (撤回)

天津居留民團ハ將ニ日本租界内ニ設立セラレントスル上記株式會社ノ株式ヲ所有シ其經營ニ對シ充分ナル監督ト援助トヲ爲スヲ以テ最モ適當ナリト信ス

但シ所有株式數ハ總株式數ノ三分ノ一以內トシ其ノ決定及手續等ニ就テハ之レヲ行政委員會ニ一任スルコト

理由

天津ニ於ケル冷蔵用ノ氷ハ在留民ノ必需品ナリ從ツテ供給スヘキ氷塊ハ衛生的ノ良質ノモノタルコトヲ必要トスルハ勿論ナレトモ之トモニ其值ハ可及的廉價ナラサルヘカラス然ルニ之レカ製造販賣ヲ一營利會社ニ特權的ニ委ヌル時ハ漸次其本來ノ目的ヨリ遠サカルコト明ナリ乃チ斯ル社會的性質ヲ帶ヒタル事業ハ之レヲ團營トスヘキモノナレ共民團財政ノ現狀及團關係ノ風潮ヨリ見テ公平民ノ經營ヲ最モ事宜ニ適スルモノナリト思考ス右建議ヲ爲ス所以ナリ

昭和四年十月十五日

提出議員

贊成者

全

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

山 上 逸

(101)

		昭 和 四 年 第 二 十 四 次 居 留 民 會 臨 時 會 要 錄	全	全	全
		員 四 十 九 名 (<small>定員六十名</small>)			
		期 一 日 (<small>昭和四年十月十五日</small>)			
		場 公 會 堂			
		續 (<small>省略寸</small>)			
		議 長 及 會 議 係			
			手 島 喜 兵 衛	小 倉 章 宏	山 田 榮 治
		議 長	吉 田 房 次	大 田 萬 三	松 本 文 三
		副 議 長	大 田 房 次	松 本 文 三	河 村 誠
		理 事	大 田 房 次	松 本 文 三	河 村 誠
		書 記	大 田 房 次	松 本 文 三	河 村 誠
		速 記	大 田 房 次	松 本 文 三	河 村 誠

(附錄終)
